

第二十六回
国会

参議院商工委員会會議録第三十五号

昭和三十一年五月十六日(木曜日)午前
十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 恒三君
西川 弥平治君
阿貝 根 登君
近藤 信一君

委員 青柳 秀夫君
小幡 治和君
大川 光三君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
三浦 義男君
阿部 竹松君
相馬 助治君
加藤 正人君
豊田 雅孝君

政府委員

中小企業庁長官 川上 倫治君
振興部長 今井 善衛君
中小企業庁
指導部長 川瀬 健治君

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

参考人

日本中小企業家
同友会常任理事 東原 誠三郎君
灘生活協同組
合専務理事 次家 幸徳君

日本中小企業政
治連盟政策局長 松崎 健吉君

本日の会議に付した案件

○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○商業調整法案(衆議院送付、予備審査)

○小売商業特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○連合審査会開会の件

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開きます。

昨日に引き続き、中小企業関係法案について、参考人の方から御意見を伺い、質疑を行うことになっております。

参考人の方々は御多忙のところ、当委員会のために御出席下さいましてありがとうございます。特に松崎参考人には昨日質疑を残して、本日また御出席願うことになりました。まことに恐縮でございます。一応松崎参考人に対する質疑が残っているわけでありますが、まず東原、次家御二人から御意見を伺い、その上御三人に対し質疑を行うことにしたいと思います。

東原、次家両参考人に申し上げますが、遠路をわざわざ御出席わざわざいただき、法案の審議の状況もございすので、大体十分程度の御意見の御開陳にお願いいたしたいと思います。

それでは日本中小企業家同友会常任理事東原誠三郎君にお願いいたします。

○参考人(東原誠三郎君) 御指名によりまして私は大多数の声のない、また声の出せぬ中小企業者を代弁いたしまして、中小企業団体の組織に関する法律案に対する反対を申し上げます。

特にお願したいのは、このような重大な法案でありますので、多少時間が延びましても、御容赦願いたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○委員長(松澤兼人君) なるべく簡単に。

○参考人(東原誠三郎君) それと、最初にお断わり申し上げておきたいことは、私が人に頼まれたからとか、また何か野望があつて反対をするのでは断じてございせん。これは反対と一応申し上げますが、私は反対でなく、これは正義の叫びであると申し上げます。日本の現在の国情から判断いたしますと、この法案は決して中小企業を救い、また保護するものでないと深く信じているからでございます。それならばお前たち中小企業の中からもっとたくさんの方の反対の声が出ないではないかと思ひます。出ないの

がこれは当然でございます。と申しますことは、二つの理由がございす。その一つは、政府お役人に対する尊敬と信頼の念、これがまだ残っておりまして、私もがともどもにお選

び申し上げました議員諸先生方への信頼心、それから業界幹部の影響力のまことに微妙なる作用によりまして、法案に関心を持つ一部の中小企業者は、本法案が悪いように思うが、まさかそんなに悪い法律をお考えになることはまさかないだろうという思いをいたしまして、行きつ戻りつしておるのが現状でございます。

次の一つは、一般中小企業者は日常の種々な仕事に追われておりまして、法案の国会上程を知らず、また法案の名称が団体の組織に関する法律案では、これは見せものの前口上だけでございまして、さっぱりわけがわからぬ実情でございます。本法案を推進する方々の内容にふさわしき名称に変えれば、たくさんの方の反対の声が出ると思われまふ。御参考に申し上げますれば、はなはだ失礼になるかもしれせんけれども、一つ、中小企業団体職員安定法、一つ中小企業税金徴収上げ法、一つ、中小企業新規規程法、一つ、中小企業取締法、一つ零細企業排除法、一つ、大企業中小企業紛争誘導法等でございます。

本法案に對しましてのおそろしき数多くの弊害は、種々の機会に文書その他をもちまして私どもの考えを申し上げます。さきに前回衆議院の公聴会におきましておそろしき弊害の事情を申し上げます。その反響はさつそく現われまして、また誤解も飛

びまして、圧力も出て参りました。しかし、私はこれにおそれるものではないと、ただ業界の混乱と相剋を招くだけで、益することはありませんから、今日は個々の業界に起きております問題の事情は省略させていただきます。

日本現在の政治は申し上げるまでもなく国民大衆の福利を基盤とされておられることに、その施策を講じられておられることと拝察申し上げておるのであります。本法案は一部の者の利益のため考えられた態度が非常に強いのであります。しかも、いかなる業種にも適用される一般法として考えられておるところに問題がございす。そのために各層からいろいろの声が出てくるのも当然でございます。範圍が広く適用される法律だけに、立案された官民の方々と、特に取り上げておられる委員の御説明を聞きまして立ちまちで、一貫した法の精神がないようございす。その例をちよつと申し上げますと、自由主義的立場からの中小企業対策は金融、税制、技術、経営、指導の面でやるべきだが、日本の中小企業は、それよりも以前の状態で、金融一つにしても、ざるに水を注ぐようなものであるから、組織を強化して規律を一つ作らせることが先決である。その趣旨から本法案ができたのだとか、また、別の方は本法案ができて幾つかのむずかしい条件がついてあるから、適用を受ける業界はそうたくさんないから、物価の上る心配はないとか、そ

うかと思ひますとまた、中小企業が日々数千軒倒れていくと申されます。数千軒と申されますことは、千の上は万でございまして、その中間をとりまして、まず五千軒ではございませんでしうか。毎日五千軒ずつつぶれるとしたならば、一年に大部分の中小企業が潰れてなくなるのであります。私どものこの中小企業というものは、その簡単につぶれるものではございせん。まあ、私のことを申しまして大へん申しわけないのでございましてけれども、大正九年のガラと申します、皆様御案内と思いますが、それから昭和八、九年の不況のどん底、このときが一番私どもの商売をしておりましてもうかりました。それは自分の力以上のことはいたさないからでございまして。われわれと同様の方は、日本にだいたいおられます。こういうところを一つよく御研究をお願いしたいのでございまして。また、この法律が通りますれば中小企業が全部税金を納めなければならなくなるから、国家の財政がよくなることも申されます。何だかまことに、真に日本の中小企業を保護育成して経済的地位を高める法律案ではないように思われます。また、経済統制で味をしめた者と、団体運動家等の一部には、本法案は業界安定の万能薬のごとく一流の術をもたまして、われわれの心をひきつけるものもございまして。強権によつてできた組織は表面的の團結でございまして、精神的團結ではございせん。精神的なつながりがなくては、よい結果の生まれるわけがございせん。さらにまた、事業活動を規制して自由競争から生まれる生産性の向上とか、品質の改善、または個

格の適正、サービスの徹底等、幾多の美点を生かすことがこの法律の規制によつてもできるように話を持っていけれども、これはできない相談でございまして、手足を縛り、芸当をやれと言われまして、大衆を満足させるような演技のできるわけはございせん。日本の中小企業は長き歴史の上に一経済人として常識を心得、社会的信用を第一として鋭意営業いたして参りましたが、この一般中小企業家を縛つて、新しく規律を作らせる等とは、あまりにも私どもを無視したことでありまして、権力には簡単に屈服するものではございせん。数多き中小企業者の中には、自由を取り違えて勝手気ままをふるまう者もあることは否定できませんが、この方々も食うために西も東もわからず商売を始めるため問題を起しますが、その方々を保護し、育成するお考えなれば、話はわかりまして、それならば別の法律で、かりに申せば、未熟零細企業保護育成法でもお作り願いたいと思ふのでございまして。

次に、弊害の要点について少々申し上げたいと思ひますが、過当競争を法律の規制によつて防止いたしますときは、同じ業種でありまして、立地条件の差、本業、副業の差、新旧の差、健全、不健全経営の差、技術優劣の差、等の幾多の差異は、はなはだしき企業を画一的に規制することとなりまして、正直者は損をし、弱小企業は窮地に陥る危険が大でありまして、権力のみ世に榮えることは当然過ぎるほど当然でありまして、私の申し上げるまでのこともございせん。さらに、過当競争の根本原因は、市場が狭き上に過剰生産が大きな原因で、この根本

原因を取り除く政策をとりにならず、法律の規制によつて防止するには、一、設備の制限、二、生産の制限、三、価格の協定、四、出荷の制限、この一設備の制限とは、設備の新増設の禁止でありまして、そのため現在ある機械の調査登録に伴う多数の監察検査員の雇用任命等、莫大な恒久的費用は、組合員の全額負担となります。二の生産制限は、日々の生産数量から生じる収入のみによりまして生活しておられます零細企業は、即食えなくなることは当然でございまして。そこで必然的に価格の引き上げをせねばならぬのでございまして。三の価格の協定には、生産する種類をきめて少く、減じまして、そして規格を統一し、品質の規格検査所と価格査定所の設置、そのために必要なる多数の委員、職員の雇用、莫大な費用と手数と時間を要し、流通は不円滑となり、業者の負担は増大し、その莫大な費用は、当然商品に加算されるのであります。四の出荷制限は、物資流通の不円滑はもとより、さらに長年にわたる美しき融合取引は当然阻害され、その損害ははかり知ることができません。さらに進んでは、完全に効果を上げるためには、経済警察も必要になるのではないでしうか。申し残しましたが、生産を制限すれば、人手が要らなくなりましては当然、今度はさらに失業者の過剰となりまして、価格協定は品物がなくてのときと違ひまして、まあやや多いときで安く売ると困るためでございまして、当然高くなりまして、自分の扱う商品が多少値上りいたしましたとしても、他の商品が高くなれば、結局同じことで、一般消費者大衆の利益も害し、また、中小企業者

も消費者でございまして、自分の首を自分で絞めることに相なりますことは、明白なほど明白でございまして。この一点だけでも規制の弊害については無学の私が唱へ続けておりますおそろしき団体法の理由はおわかりと思ひます。決して反対病や何かではございせん。これは正義の叫びでございまして。今日物の一応あるとき、中小企業の経済行為のみを規制する法律ができました。守る者がいないではありませんでしうか。守らなくてもこの法律ができることは中小企業の一歩前進であると団体屋さんは申されますが、真の中小企業家はそれによつて思へません。また、守らない法律を乱造することは、まことにここでなまじきなことを申し上げるようでございましてけれども、お許し願ひまして、これは国会を乱用し、国民の苦しみを顧みないものではないでしうか。また、新規開業等ができなくなれば、私どもで実習中の青少年、學業を終えて巣立つ青少年から、独立の大きな希望を奪ひ、中小企業への就職者はなくなり、中小企業はやせ細る一方で、自然消滅によりはかどきません。何とか一つ考え直して、守れる法律にしたいだけませんでしうか。

本法案は最初から見ますと、だいたい修正されましたようでございまして、が、ところどころに政令々々という字が見え、運用の幅が広がって参りました。民主的な団体の運営は、まだまだ遠いのでございまして。またまだ二十年先ではないでしうか。団体幹部と行政官庁の話し合いで、私どもの知らぬうちにだんだんと官僚が介入して、また組合ボス化のおそれが前よりも強く

なつたように見受けられます。団体交渉権は私どもから見ますと、これは少し言い過ぎかもしれませんが、大企業などを仮想敵といたしまして中小企業とかみ合せる。これは国内戦争を誘発するおそれがある法案と申して、決して私は過言でないと思ひます。決して私は過言でないと思ひます。戦争の犠牲者は大が兵卒でございまして。国内戦争の犠牲者は弱小企業者であることは当然でございまして。益する者は、この戦いを指導する野望家一人であります。

今まで申し上げたことは私の申し上げたいことのほんの一部分でございまして。本法案に対する不安と危惧は、先般衆議院で行われた修正によりまして、基本的には何ら解消してないものでございまして。

最後に、恒久的一般法として、規制を伴う組織の法制化には絶対反対でございまして。中小企業の困難の解決はいろいろございまして。今さら申し上げるまでもなく、税制、金融、市場の拡大、人口問題、完全雇用の実現、社会保障の充実、泊山治水、平和的大量移民など、幾多の抜本的施策が本筋でございまして、この施策は大衆人口と失業者をかかえた日本の現在の国情といたしまして、当然過ぎるほど当然であることは申し上げるまでもございまして。

なお、法案の立案に當つては、業界の実情をよく調査研究し、また、その内容を事前に周知徹底せしめ、業界人の真の声を引き出して、慎重に慎重を重ねていただき、急がず時間をかけていただきたいのであります。

さらに、現在たくさんある法律によらない、話し合いの自主的な団体と組

次に、灘生活協同組合専務理事次家幸徳君にお願いたします。

○参考人（次家幸徳君）　ただいま御指

れないということを申し上げざるを得ないのであります。

次には、この法案がもし実施される

なり、中国を回りまして、それらの実情を見ましたときに、統制経済、計画経済になりました場合に、そこにある程度の規制が行われるということは、当然なのでございますが、今度の法案を見ますと、社会党の出されておりますものは、全く業者の自主的な団結によつて、業者の振興をはかうとしていらつしやいます。ところが、もともと自由主義経済を唱えられます自民党

を得ないのでございます。ことに、この法案が実施されて参りますと、これは工業部門から、商業、サービス部門から、きわめて広範囲に行われております。従いましてこれが商業なり、サービス部面に行われる場合ににおきまして、カルテル化が急速に合におきまして、カルテル化が進むであろうと思います。カルテル化が進む場合に、なるほど販売の方法なかり、またはいろいろな生産の面におき

在は許されておるではないか、また、調整委員会もできるではないか、こういうことでこれを十分押え得るのだと書いてございます。ところが、私は神戸市でござりますが、神戸市の商店街に、また市場に配られておりますピラをごろんになるとよくわかります。この法案ができたら、今まで生協なり購買会なりがある程度安くする、従って多くもうからなかった。この法律が

できたら、これらを根こそぎやっつけてやるのだ、押しつけられるのだ、従って皆さんは賛成してほしい、この法律が、団体法が通つたら、そのときこそ生協なり購買会の活躍は停止せしめるのだというのを書いてございませう。同じ法律に向つて指導される中央の団体の政府なり政党に言われることと、末端において、またわれわれ神戸におきまして、兵庫県当局がいろいろ骨折り願ひまして、業者の方々とも数度にわたつて研究会をしたのでございませうが、市場の問題なり、その他においては意見が一致する場合もございませうが、しかし、それらの本法案が通ることによつて、消費者に迷惑をかけないと言われること自体、これを追及いたしますと、やはりこの法案によつてわれわれが値段を協定して、そうしてある程度の利潤を得るのだ、そうでないといふ食えないのだということを率直に言つていらつしやるのでございませう。そういう面から見ましたときに、このカルテル化はカルテル化に通じて参ります。ますます物価は上つていく。もしこの法律ができまして、それが正しく運営されないといたしますと、ことに第三次産業部門におきましては複雑でございませう。従つてこれが正しく運営ができない、いわゆる規約破りができるといふようなことになりませうれば、せっかく法律ができまして、これらの実施についてなかなか困難があり、従つて法律というものを対する不信はますます高まつていくことを考えざるを得ないのでございませう。ことに、われわれ多少小売の生産部門にも関係しておるのでございませうが、すでに神

戸におきましては、この法律が通りますと、小売を共販制にしようというところをすでに業者は話し合つております。共販制にするというところは、すべてを一本にして価格を統一し、やうていふこととすることとをいふ。結局は価格のつり上げ以外何もものがないのであります。それはイコール消費者に非常なる影響を与えるのでございませう。それらの面から考えましたときに、どうしてもわれわれはこれに賛成できないのであります。現在の状態においてすら、すでに書籍において、生協に書籍を流すな、購買会に流すなといふことが各面できめられております。化粧品、箱の表面には、この品物は生協、購買会に卸しては困るといふことが印刷してはつてございませう。また、電気器具の一部におきまして、すでに大メーカーはこれらを流さないといふことを申し合はれております。法律的な権限を与えられなくても、事実上そういうことが次々と行われておる現状におきまして、これに法律的な武器を加えられたといふしましたら、一そう強力に、一そう広範囲にこれらのことが行われてくることは、火を見るよりも明らかでございませう。そういう面から見ましたときに、何をもちつて消費者のためにこれは害にならないといふことが断言できるでございませう。そういう面におきまして、絶対にわれわれはこれを賛成いたしかねるのでございませう。ことに、カルテル化が強化されて参りますと、強行されて参りますと、ますます独占の傾向は強くなりまして、そこに善悪の競争がなされないといふようなことも起つて参るのでございませう。

す。よく話にいわれるのでございませうが、一昨年もイギリスが北歐を視察をしたのでございませうが、あれらの資本主義の社会におきまして、なるほど生協も発達いたして参ります。一〇％なり一五％の力を小売の面において持つておられますが、これらの善意の競争が、いかにその国のインフレを防いでおるかといふことを、目のあたり見て参つたのでございませう。ことに、イギリスのごときにおきましては、卵二円の値上げが、全国の反響によつて上になつたといふことは事実でございませう。それは生活協同組合、いわゆる労働者による、ともに守ろうとする運動が発達いたして参りますためにそれが率制になつて、そういう運動が続けられ、それが成功をおさめておるのでございませう。今日日本におきましては、わずかに〇・八％しかない生活協同組合が、こういう法律によつて押えられ、活動を停止されるということになりますと、勢い国内の物価はますます上昇する以外に手はないといふことを感ずるのでございませう。ことに、スエーデンのごときなんかに参りますと、かりにあるメーカーが物を作りますと、高くこれを売ろうといひましたとしても、すでに消費者の団結は強固でございまして、原価計算をいたしまして、もしこれ以上にかるようなら、自分の方で再び同じものを工場で作るといふことの団体交渉権を持つておるのであります。従つてそういう面から消費者の団結が強固であるだけに、物価は上らんで公正な取引がなされていくのでございませう。

ただし、商業における発展というものは、独占ではない。消費者に向つてのサービスというものは、善意の競争があつてこそ、ほんとうに真に達せられるのであつて、組合が一つの業種々々が強固になつて、そのみが独占してその市場を握る場合には、必ず問題は起つてくると思ひます。そういう事態におきまして、単独の独占といふことが、いかにわれわれに多くの弊害を与えたかといふことは、論を待たないのでございませう。そういう面におきまして、県単位に一本の組合におきまして、もちろんオンリーであり、それできまつたものは、いなかから都会まで同一であるといふようなことがきめられました場合に、正しい競争ができるであらうか。経済の発展が期待されるであらうかといふことを考えざるを得ないのでございませう。

ひいてはこれらが国内の小売の物価を上昇するといふことは、イコール貿易を侵害するでございませう。イギリスの労働組合のテーゼを皆さんがごらんになりましたら、貿易が、しからずんば死かといふことをいつておりました、これは賃上げ闘争のかわりに、物価を引き下げる運動をしななければいけないといふことであります。あの小さい島国におきましては、貿易以外に生きる道はない。現在の日本と同様であります。その中においてものが上るというところは、イコール輸出の力を弱めるといふことでございませう。そういう面から見ました場合に、この法律の実施によつて、カルテル化が促進され、物価が上つていくといふことは、イコールやはり貿易を阻害する、日本の経済を阻害していくといふことになるのでございませう。

当然、今度の法律によつてわれわれは、生協とか、なるほど購買会は除外されたといひまして、現実には団体交渉権がなかつた問屋に向つて、メーカーに向つてなされる場合におきましては、すでに品物が入らない、入手がでないといふことに相なるのでございませう。入手ができなければ、いかに労働者が団結をしまして生活を守ろうといひましたとしても、これは不可能になつてくるのであります。これがすでに毛糸なり、書籍なり、多くの商品に現実になつて現われてきつたものであります。これらのことを考えましたときに、当然小売部門においてそういう団結権ができ、そして物を上げられる権利が与えられるといひます。それならば、われわれ消費者の側におきましては、団体交渉権が必要である、そうして業者の団結に向つては、価格はこれ以上には上げてもらつては困るという権利が与えられなければならない。生産はイコール最終の消費の目的に作られるのであります。消費者主権の立場から見ましたときに、消費者に団結がない、消費者はばらばらである、業者だけがこれをきめていく。現におふろの問題におきまして、最近全国で上つております散髪の問題にいたしまして、全く一方的にこれらが上げられて参つておるのであります。これらが再びわれわれの、労働者の活躍、消費者の団結といふものを無視されていくといふことになりませう。ゆゆしい状態になつてくるといふことを憂へざるを得ないのであります。

強制加入の云々といふようなことの法律的なことは、われわれにはわから

ないのでございます。が、しかしながら、今までの調整行為というふうなものも考えました場合に、いろいろな委員会がござります。消費者の代表も入っておりますが、しかし、今までかつて鉄道の運賃値上げにおきまして、米の値上げにおきまして、消費者の主張が、意見がほんとうに実現したことがあるのであろうかというところを考えたのであります。事実は有名無実になってしまつては、いかうことを考えたを得ないのでござります。

ことに、小売商業特別措置法の点なんかに至りますと、全くこれは生協の抑圧法案であるといふことを言わざるを得ないのでござります。なるほど市場が非常に乱立する、きのうも神戸の代表の坪上さんが言われましたが、われわれもよく坪上さんなんかとは神戸で話し合つております。その点では意見が一致してはおります。決して反対してはおりません。それは建築業者がもうけるために市場を立てて、そして業者をこまかしてとんとんとんとんと作つておるというふうな事実でござります。そういう面についていろいろ法律上の規制といふことがあるいは必要であるといふこともわかるのでござります。生活協同組合員が買ひものをするのには、組合員証を呈示しなければいけないというふうなことがうたつてあるようでございますが、これをもし皆さんが今の時代に、あの戦争中の物でない、行列を作つて物を買ひ時代であればいざ知らずであります。また一年に一回か、二年に一回買ひ洋服を買ひるときに、その証明を出せと言われるのならばいざ知らずで

あります。毎日の青物を買ひ、毎日の魚を買ひ、毎日の果物を買ひ場合に、一々証明書を出さなければ、組合員は買ひものができないのだというふうなことが果して実現できるであらうか。奥さんがもし証明書を持っておつたら御主人が店へ来たときにはどうするのだ、子供さんが買ひものに来たどうするのだ、そして女中さんが来たときにもどうするのだ、証明書を何枚も持たなければいけないじゃないか、ここに着物を着かえたボケツトへ入れて忘れた、着物五枚持てば五枚の証明書を持たなければいけないというふうなこと、全くちよつと考えただけでも、実現のできないといふようなことが、塵々しくこの特別措置法の中にうたわれておる。何を意味するの、どこに、われわれ、この生協に對し、購買會に對して恨みがあるのかといふふうなまでに言ひたいのでござります。實際問題として、今の時代に一々買ひものをするのには、菜っぱを買ひものに、証明を出して買ひものをせなさいかぬといふようなことが、ことに企業なんかで立案されておるというところにわれわれは大いなる不満を持つものでござります。

一部におきまして、生協の發展はわれわれ中小企業者を苦しめ、この人口の多い日本において苦しめるじやないかといふことをよく言われるのでござります。現に、私の方で三百五十の従業員を持っております。もし、これが個人商店になりますれば、三百五十の個人商店がふえるのみでござります。いかに購買會であらうと、生協でありましよう、小売商店でありましよう、市場でありましよう、流通部面

においてこれに作業する人員は要るのであります。現に兵庫縣におきましても、工場をやめられました方々が、労働者のために生協を設立して、そして自分の生活を守るとともに、労働者の生活の向上のためにやつていらつしやるのでござります。形がいかにうであります。生協が發達するから業者が困るのだ、人口過剰の日本において困るのだという理由は立たないのでござります。生協といへども、やはり人を要するのであります。やはり自由な競争の中におつては、もうけるのを目的とする商人、そうでないもうけ主義でないほんとうの生活改善を目ざすわれわれとがともに共存してこそ、住みよい正しい社会が生まれるのであるといふことを感ぜざるを得ないのでござります。スエーデンなり、さつきも申しましたように、イギリスなり北歐の諸國を見ましても、それらの正しい競争、公正な競争の中から、正しい経済的發展がなされておるという事実、これが日本において、わずかに、さつきも申しましたように、〇・八％程度しかない生協が、かくこの措置法のごときものによつて根こそぎこれを撲滅しようとする動きは、われわれとしてはとうてい承服し得ないのでござります。なるほど、一部米子の土地におきまして異常な生協が發達を遂げた。あの点から非常に日本における中小商業の方々が驚醒をされ、強く生協に對する反對を打ち出されてきたといふことは事實でござります。しかしながら、米子をつぶさに皆様がお調べ願ひましたらわかりましように、ことしの春も全國から五百の業者があの地に集まつたのでござります。そうし

てあれを解剖したのでござります。ところが、その結論は、鹿児島から北海道の業者が集まつたの結論は、米子の業者がいけなかつたんだといふことの結論を出されたのでござります。従来米子の土地におきましては、価格表があらましても、それを値切つて買ひなれば損である、まだ今四國でも徳島の一部にそういふことが行われておりますが、定価で買ひものはばかである、値切らなければいけないのだ、ちよつとやみ市のような行き方が米子の市においてなされておつたことは事實であります。そして、三割なり三割五分の利潤を取つておられた。従つて、労働者によつて生協ができたとして、一割五分なり一割六分の公正な価格で始めた。そこに一割五分の差がある。生協が發展するのは當然であります。従つて、一面米子十萬の市民は、従来よりもはるかにいい生協の出現によつて、組合員であらうとなかうと、物価が下つてきたといふことは當然であります。従つて米子の業者が憤慨をむさばることができなくなつたといふこともまた當然であります。しかし、われわれ神戸の土地におきまして三十六年間いたしておりましたが、業者の方々は非常に円満にやつております。価格におきましても決して無理はいたしておりません。員外販売ももちろんとめるのが當然であります。組合は組合員のために存在するのであつて、員外に売るのが目的ではないのでござります。しかしながら、非常に移動の激しいとき、また變つてみえたときに組合が果してどんなものか、一カ月なり、三カ月なりわからないときに、試験的に組合を利用してみたいといふ人もあ

るのでござります。そういう面におきましては、農協なり、今度の団体法にも認められておりますように、われわれは絶えず一割なり、二割までいかなくても、せめて一割でもいいから、その範圍におきまして、これらの試験的な利用を認めてほしいといふことを立案に當つて政府に依頼して参つておるのでござります。そういう意味におきまして、われわれの存在が決して中小業者、商業者の方々を苦しめるといふような考え方は持つておらないのであります。そして、ともに手を携えて日本の經濟の發展のためにやつていきたいといふように考えておるのでござります。そういう意味におきまして、ただ單に消費者のエゴによつて、われわれはこの法案に反對するものではないのであります。

中小企業、ことに弱小の業者の多くの方々が、この法案によつて果してどれだけ救われるであらうかといふこと、ことに官僚統制が強化されました場合に、いろいろな問題が起つてくるであらうといふようなことを考えました場合に、この団体法がどうか一つ参議院の良識ある諸先生方の慎重なる審議によりまして、これが成立の思ひやうに一つお骨折りを願ひたいと思ひるのでござります。非常にわかりにくかつたとも思ひますが、われわれは九千萬日本人といひまして、ここに過激な争ひを起すことは、決して日本の歩む道でない、北歐なり、イギリスのように、練り返して申し上げますが、ともにともに手を取り合つて、そして正しい社會の建設に向つていくのでなければ、今、一方的に單な

る小売業者だけが、また、中小企業者だけがよいというよりなことで、この法律が通つて参りまして、そこに一部の行き過ぎがあり、そこに摩擦が起りますと、取捨のできない状態が繰り返されてくる、惹起してくるということをやえざるを得ないのでございます。どうか一つ良識ある参院におきまして、衆院の場合におきまして、われわれは皆さんにお願いをしたのでございますが、残念ながら参院に回つて参つたのでございまして、新しい角度から参院の諸先生方におかれまして、これらのいかに重大な影響が、消費者に、また弱小の業者に、また官僚統制の強化に、また貿易の振興に、なつてくるかという点を十分慎重に審議されまして、本法案の取扱いにつきましては、慎重なる御審議をお願いいたしたいと思つてございまして。

以上、非常に時間超過いたしました恐縮でございまして、またわかりにくかつた点もあるかと思ひますが、どうかそつくり意味におきまして、どこまでもわれわれはこれに対して消費者の立場からだけでなくして、中小企業者の正しい発展のためにも反対であるという意向を表明させていただいた次第でございまして。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。それではこれより東原、松崎、次家、三参考人に対して質疑を行います。

○加藤正人君 ます、松崎さんにお伺いしたいと思ひますが、その前に過日某新聞に出ました記事に対してしまして、あなたから御叱正をいただいたことを感謝いたします。ただ、あげておらない所論に対する御批判の仕方、態度、

要望というよりな点には、多少いかがかと思ふ点もありますが、これはその当否が読者によつて判断されることと存じます。しかし、きょうはあなたに当参議院に参考人としておいでを願つたのでありますから、礼儀上さういふ点はおきまして、昨日来のあなたの御所見に対する質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、強制加入の問題であります。アウト・サイダーを規制命令によつて縛るよりも、組合に入れて話し合いの場を作つてやることの方がより民主的であるとの御説であつたのです。言葉も使ひようで、一応はなるほどと思ふ点もあるかもしれませんが、さういふ言い回しをすれば……話し合いの場を作つてやつて、話し合いが成立しなかつた場合は、またアウト・サイダーの立場にもどしてやるというのなら、まさにお説の通りでござい

ます。しかし、事実は全然違ひるのであります。一体基本的人権を制約する度合いは、アウト・サイダー命令と、強制加入命令とどちらが多いか。つまりどちらがより強制的であると思はれるか。中小企業振興審議会の答申が、まずアウト・サイダー命令でやつて、これですらしてもだめという場合に、初めて強制加入命令を出し得ると、実際に強制加入は憲法違反のおそれがあるほど強制的なものであるから、なるべくこれを避けたいという趣旨のものと思はれないのであります。この点についてまず第一に伺ひたい。

○参考人(松崎健吉君) ただいまの御意見に對しましてお答え申し上げたいのであります。ただいまお話しありましたように、私どもはアウト・サイ

ダーに對しまして規制命令で縛つて参るよりは、組合の内部に入つていただいて、話し合いの場を持つということが民主的であるということ、きのう申し上げたのであります。これはいろいろ考えようでございまして、アウト・サイダーの規制命令も、やはり営業操縦の自由をある程度拘束するものであり、加入命令もやはり結社の自由の一部を拘束するものである。基本人権を拘束するにおいては、やはり同じような問題があると思ひます。ただアウト・サイダーの命令につきましては、中小企業安定法の二十九条にすぎない。その立法例があるというので、割合に一般にはのみ込みやすいんじゃないかと思ひます。似たようなものじゃないかと私どもは考へるものであります。ことに、これは少し理屈になるのであります。アウト・サイダー命令違反になりますと、すぐに罰則が適用になる。加入命令の場合には違反ということがないものであります。組合の内部にだけ過意金の問題が起るかもしれないが、罰則問題は起らない。こういつたいろいろなことを考へますと、どちらが強制的であるかということも、さう一概に言えないのじゃないかというよう

な気がするのであります。内部に入りまして、多数決の結果、もしも少数意見が破れれば、これはもうやむを得ないものであります。しかし、そこで十分に議を戦わす機会を持つということ、重大な意義があると思ひます。あります。その意味で私はアウト・サイダー命令も、加入命令も憲法上の問題、あるいは強権発動の問題といたしましては、さう大して片寄つたもの

ではないと思ひます。この点はいろいろ御議論があると思ひますが、われわれ中政連の研究の結果としては、さういふ考へております。

○加藤正人君 いや、それは大へん異論があります。しかし、これは討論会じゃありませんから、ほかの委員の御質問がありますから……。

ただ、これから伺ひますことについての御答弁を伺つておくのみにとどめます。しかし、公取の反対で、政府部内が最後まで意見の調整がつかぬかつたのも、けだしこのためではなかつたかと私は思ひます。さらにまた、アウト・サイダーがアウト・サイダーの立場を占めてゐるのには、それ相應の理由があつてのことであると、さう思ひます。従つて、ただ調整規程を守らせるために、アウト・サイダーとして地位まで奪つてしまふというところは、規制命令よりも、より大きな人権制限となるものと、われわれは考へております。

次に、組合交渉について承ります。が、組合交渉に関する規定は、きわめて遠慮がちなもので、労使の団体交渉とはまるで違ひといふことをあなたはおつしやられました。もちろん、人数の制限、応諾義務に対する罰則の有無等、第二義的なものについてはそれは相違がありましようが、団結の力で自己の主張貫徹せんとする、その本質的なものについても、労働法に言う団体交渉権とは趣きを異にするものとなつたは考へになるでございまして、さういふ点伺ひたいと思ひます。

○参考人(松崎健吉君) お答え申し上げます。私どもは組合交渉がきのうもお話し申し上げたように、ばらばら

の業者が一緒になりまして、お話し合ひの機会を持つということによつて、初めて対等の立場でお話し合ひができることを主眼としておるのであります。その点において、やや労働組合の団体交渉に通ずるものはあるのであります。そこには本質的な違いもあることを認めておるわけでありまして、特にただいまの中小企業者の考え方として、同じ形の組合交渉のようなものであります。非常に先鋭化したります。さういふことはないと思ひます。また、大産業界方面で御心配になるようなことは、これで初めてほんとうの秩序ある公正な取引ができるのではないかと、さういふふうになつては、強く期待してゐるわけでありまして、また、労働組合の団体交渉権の法律的保護条文を、一つ御参照願はばよくわかつたと思ひます。いろいろありますが、だいたいお触れになりました以外に、いろいろ保護規定がございまして、それらは全部こちらの団休法におきまして、組合交渉におきまして実質は抜いておるわけでありまして、この点は一つ大産業者の立場として、おおらかな氣持を持ってお取り入れ願ひたい。これがわれわれの中政連のお願ひであります。同時に、意見であります。

○加藤正人君 そこで承りたいのであります。その交渉の内容が、たとえ加工賃について、組合交渉をする場合において、その加工賃を認めなけ

れば、一切賃加工には応じないぞという、團結の力でその主張を貫徹せんとする場合には、労使の賃上げ交渉と本質的にはどう違ふか、それは同じじゃないかと私は思うのであります。需要と供給との関係によつて律せられていく経済関係を、このような労働法で処理せんとすること自体が、私は重大な誤りではないかと思ひます。それは、しかし、お説がそうであれば、それだけ承つておきますが、次には、統制経済化についての、われわれの心配についてのあなたのお説は、法案の構想は中小企業を不安定から救ひ、過度の競争から来る害を防止する自衛手段として、商工組合による必要最小限の自主的調整を行おうとするものである。商工組合の設立や調整規程、組合協約の認可基準はきつめて厳格で、商工組合の調整事業は決して積極的ではない、また、全面的でもないのに、あたかも自由市場経済に大変革でも起るよりに騒ぐのは、風声鶴唳におびえるノイローゼである云々と、こ

ういうふうに言われたのであります。それで次に日本経済はこれによつて統制化されるようなことはないかというような心配は全然杞憂で、当らない、これは国家目的のために、ただトロールではなくて、ただ過度の競争を事業家自身の手で、自主的に調整するにすぎないのだというお説のように拝聴したのであります。もちろん、お説のように、最初から何らかの目的のもとに、日本経済の統制をはかりとする意図のもとに、この法律が作られるというものであるとは、だれも考へておりません。しかし、ひとたび不況が到来すれば、あるいは不況

が来なくても、現在でも中小企業のあらゆる分野が、いわゆる調整事業を開始して、生産数量の制限、設備の制限、あるいは価格協定を行ひ、これをアジャストというのが正しいのか、コントロールというのが正しいのか、そんな言葉の使い分けはどちらでもよろしいが、とにかくそういう状態になると、日本経済全体が統制的色彩を帯びてくる、これは争われぬ。何も官側統制というのではないけれども、民間自体の行方コントロールによつて、そういう状態になつてくるのであります。しかも、これが四年、五年あるいは半永久的に続くとなれば、統制経済のもとに弊害も当然に起つてくることとが予想されるのであります。お説のごとく、簡単に割り切つてしまふようなわけにはいかないのではなからうかと思ひます。

そこで承つておきたいことは、一体過当競争をアジャストして、業界の安定をもたらすには、どのくらいの期間が必要かと思つておられるか、ということでもあります。もし、これが半永久的に続くものとしたしますれば、幾ら民間自身で行うアジャスト措置にすぎないかと強調されても、これは大問題であつて、私はそのおそれ強制的加入制度下にあつては、多分にあると思ひます。これをあなたにいわゆるノイローゼであると片づけてしまふように、安易にわれわれは考へておらぬのであります。この点についてどう伺ひたい。

○参考人(松崎健吉君) お答え申し上げます。私が新聞に掲げました加藤先生の御意見に対する批判は、つとめて敬意を表しながら、言葉も書いたつもりでおりますが、もしお気にさわる点がありまして、この機会におわび申し上げておきます。なお、ただいまの御質問でございますが、調整的な機能の続く期間は、どのくらいかということでございますが、これはきつめて困難な問題でありまして、私もどのくらいということ、的確にお答え申し上げることができないことを残念に思つております。ただ私は、ただいまの御質問に関連いたしまして、自由経済と申しまして、これは十八世紀式のレッセフェールで全部処置できない。やはり自由主義には必要な批判もあり、必要な反省もあると思ひます。その意味におきまして、公正な取引が、実際の自由主義経済のもとにおいて破壊されている場合には、その程度において、やはり調整的な機能を持たなければいかぬだろう、これが今問題になつております中小企業の場合に、公正取引を維持するための調整ではないかと考へているのであります。法律でも、調整事業の認可基準をいたしまして、必要な最小限度をこえないこととつたてておりますのも、そういう意味であります。われわれはその程度で十分であると思つております。ただ、期間につきましては、残念でございますが、お答え申し上げられないわけでありまして、

○加藤正人君 お説のようにレッセフェールのうちに何でも手放しにしておいていいとは思ひませんが、国家にもいろいろな時代がありますので、それに応じて策を打つていかなければならぬことは当然であります。しかし、こういう画期的な法律を作るには、その影響が幾年続くだろうというふうなことは、一応にも二応にも私は考へておく必要があらうと思ひます。たとえば中小企業安定法の経験によりますと、綿、スフ、タオル、絹、人絹等、四年の長きにわたつて調整事業を行ひ、なおこれが継続しておるのであります。工業部門、商業部門とおのの事情は違ひますが、およその目途としてどの程度の期間が必要とされるかについて承つたわけでありまして、わからぬとおつしやるのですが、四年、五年の調整措置のおかげで、業界が幸ひに安定し利潤も上がるようになってくる、そこで、調整事業をたとへば解除するといひますとすると、今まで新規開業を抑えられていた多くの連中が、どつとそこに割り込んでくる、また安定がそこなわれる、こういう心配は当然に予想されるのであります。これがむしろわが国の人口問題から来る中小企業の宿命的な重大問題であります。そこで、こういう心配が先に見えておるから、かりに業界が安定したとしても、なかなか調整事業が解除できない、勢ひ半永久化して、業界は勢ひカルテルの上に安眠をむさばるようなこととなるおそれがある。そういうことがないとなつたは考へておりますか。

○参考人(松崎健吉君) 今お話しの中に、新規開業が抑えられているというお話がありました。因体法におきましては、新規開業の抑制の問題は全然ないわけでございます。何かほかの問題からのお話かと思ひますが、私もその初めからの考え方にも、政府案にもそういう考えは入つておらないわけでありまして。なお、ただいまお話しのように、失業群がどうとうとして中小企業界に入つてくる、これが中小企業界の苦悩の根本的な原因であり、また、中小企業界の弱みであるという点におきましては、まことに同感であります。私も団体法ができたからといひまして、もう中小企業者がこれによつて安んじられるようなことは絶対にないのじゃないかと思つております。むしろ、これによつてやや人並みな立場に立つて仕事ができるということが望みでありまして、これによつて努力しなくてもやつていけるのだというふうなことは、考へるべきでないことではあります。その意味でただいまの御懸念はなからうと考へております。

○加藤正人君 それではもう一つ、系列関係について御質問申し上げたいのであります。いわゆる系列関係が阻害されて悪平等化が起るようなことはあり得ないとお説であつたのであります。たとえば優秀な中小企業が大手企業との提携のもとに、その技術指導はもちろ、資金的援助を受けて安定した需要を持つてゐる。こういった場合に、一般的不況の名のもとに、二割操業あるいは三割の設備制限を行つて行われるような場合、しかも、これが四年も五年もの長きにわたつて行われるような場合、その中小企業自体にとつては悪平等化以外の何ものでもないものであります。また、大手企業にとつても必要数量が手に入らなくなるわけですから、こうなると自然その中小企業の必要とする資金的援助、その他の援助もその必要だけを与えるわけには、大手企業としてもいかなくつてくる、これが輸出にも影響してくるのであります。優秀企業は組合内部でも強いから、その心配はな

いと昨日おっしゃったのであります。輸出制限の恒久化に伴つて、下請関係もますます少数経営主義になつてくると、ますますこの傾向が強くなるのであります。この機械工業、特にジェット機の製造というような場合の下請企業の問題の場合、あるいは造船関係で一そのの新造船を作るのに下請関係が三千、四千人要するというような場合には、これは普通、物を作つて売るといふような場合とまた違う問題がそこについてくるのであります。こういう点について、そう簡単に心配はないと、悪平等が起るような心配はないといふように、簡単にお片づけになつてゐるが、それでいいでありましようか、この点ちよつとお伺ひしたい。

○参考人(松崎健吉君) お答えいたしますが、ただいまの系列化にある優秀な産業が悪平等化されて、非常に輸出の振興等に悪影響があるという点につきましても、実はわれわれもこの点につきましても、相当慎重に実は研究したつもりであります。しかし、ただいまの調整組合等の実際の事例を見ましても、そういった御心配は事実ないといふような結論に到達したわけでありまう。で、実際の場合におきましても、先ほど申し上げましたり、また、加藤先生からも申されましたように、商工組合ができましたら、系列化に入つておるような優秀な産業家でありまうれば、相当の発言力もありまうし、勉強しないで済むような、企業家として自給的なような措置に賛成するはずもございませんでしやうし、また、事実そんなことはないだろつと考へております。これは一つ大企業側におきましても、十分に系列産業の方と

一つお話し合ひ願ひまして、その間は十分にお話し合ひができるのぢやないかと私も思つておるわけでありまう。依然としてきのう申し上げましたようなそういった御心配はまうなからう、たくさんさんの事例の中には、あるいは起るかもしれないのであります。私もどこまでも大体の傾向の問題として申し上げておるわけでありまう。大体の傾向としてはそういう御心配はなからうと思つております。

○加藤正人君 先ほどから研究の結果、そういう心配はないという結論に達したと申されるのでありますが、中政連傘下の優秀な人々がいろいろ御相談になつて、そういう心配はないという御結論でありまうけれども、遺憾ながらわれわれはその心配が、そういうお話がありましても、解消するわけにはいかぬのであります。それでどうかそれはお前のノイローゼだといふふうにお話しになりますか、しかしきのう来、またきんうも、ほかの参考人の方々から統制の弊害とか、ボス支配の弊害とかいふようなことを言われまうしたが、これもわれわれは非常に心配してゐるのであります。これは次家さんの今の御所論の中にもあつたように、これは現地の実情報告を見るべきものであつて、やはり次家さんもノイローゼにかかつてゐる感じかもしれないけれども、どうもそういう方々に患者があると思わないのであります。この点について、次家さんの報告などは、どうあなはお考えになつておりますか。それともやはり、あなの方の御研究で差しかえなないといふ結論になつておりますか。どうか。

○参考人(松崎健吉君) お答え申し上げます。ただいまの御質問でござい

ますが、先ほど次家さんのお話を聞いておりました、私実は非常に意外に感じたのであります。その点をお答へするに一つ一つ申し上げておきたいと思つております。実は生協と団体法の関係におきましても、また、事実は生協に現れておる面におきましても、生協を商人がやつけるといふやうなものは一つもありませんで、生協といふものはどこまでも国家的に、法律によつて保護され、育成されてゐるのだ、従つて適正な仕事を生協がやつております以上は、手をつないで相ともに国家のためにやるべきだ、こういう觀念でおるものであります。いろいろ業者との話し合ひがありまうときにも、生協は適正な競争者としてあなた方勉強するのだといふことをよく言つておるものであります。ところが、生協方面の団体法反対のビラ、書類その他を見ますと、団体法はわれわれ生協を圧殺するのだ、押し殺すのだといふことをでかどかど冒頭に書きまうして、宣伝してゐるのであります。その宣伝文書を業者がわれわれのところへ持つて参りまうて、生協や消費者団体では、団体法は生協を押しつぶすのだと書いてあるが、それはほんとうなんですかと、こういうわけなんです。私もほんとうにこゝろは絶対ないのだ、これは手をつないでいくべきだといふわけ、そこに実はこれは生協が心配し過ぎるのだといふので、いつも笑ひ話になるのであります。それが実は反射的にいろいろの言葉になつて現れて参りまして、たとえば神戸の先ほどのお話しであります。おそらくは生協が出した宣

伝文書の反作用をいたしましたして、商人で、それじゃわれわれが立てば生協をやつつけられるのだといふやうなことを言つたかもしれないのであります。で、実際ににおきましては、商人はそういうことは考へておりません。また、米子の例をあげられたのであります。が、この点につきましては、私はわざとわざと米子に参りまして、西部生協の実際も十分に調べました。また、米子生協の前で店を張つて仕事をしておるます商店主にも特別に会ひまして、十分にお話を聞きました。また米子の商工会議所の専務理事の坂本氏にも会ひまして、いろいろ研究したのであります。その結果、先ほど次家さんのお話しのうちに、米子ではまさに商人が不勉強だつたといふことも承知してあります。しかし、米子における西部生協の宣伝文書を見ますと、われわれ生協は中間搾取者たる商人を撲滅するのだ、生産者から消費者へといふことを大々的に宣伝されておるのであります。これはむしろ……、その宣伝文書を実は私は持つて参つておらないのであります。が、これこそ、まさに商人撲滅論であります。これではまことにたまらないと、それで坂本専務理事の話によりますと、米子では約九万の消費人口がある、そのうちで六万五千を生協の傘下に収めてしまふ。そのため

に町では憎恨をむさぼつてゐるのぢやなくて失業しておるのであります。商人は、そのために米子市では事業税が漸減いたしました、非常に市の財政上困つておる、これが現状なんでござい。で、われわれが現状なんでござい、商人が生協をやつつけるといふことは一つも考へておりません。そう言つてゐるのは生協自体なんであります。また、実際に商人撲滅論を唱へられておりますのは、これは全部じやないかと思つたのであります。おそらく次家さん自身知らないことかと思つたのであります。が、現地ではそういう宣伝文書を盛んに出しておられる、こういうわけでありまして、私も決してそういう他人に迷惑をかけてまでも、商人を保護するといふやうなことはないのであります。非常にふつつかでござい。ますが、私もどこまでも国家全体の繁栄、国家全体の経済の健全化といふことを念頭に置いておるもので、そういう点は十分に注意しておるつもりでございます。それからいろいろ説明いたします場合に、必ず全部を間違ひなく業者には伝えるやう、あらゆる努力を払つておるわけでありまう。また、いろいろ生協の方で心配しておられますことも、まだ十分に法律の内容等に御勉強が足りないのではなからうと思われぬ節もありまうので、どうぞ生協方面におきまして十分に御検討を、その他につきましても十分に御検討をわすらわしたのであります。

それから小売市場のお話が次家さんからあつたのであります。私も実はこの問題非常に大事な問題と思ひまして、この間の月曜日に大阪の会合がございまして、わざわざ時間を作りまして西成区の十四区の小売市場のうち四つの小売市場を見つたわけ。花園北、花園南、橋公設市場は一つを見た。その結果まことに激しい過当競争が行われておる。これは小売商業特別措置法によつて新設の制限措置を講ずることも、登録制によることも必要かと思つたのであります。が、まさに団体

ば、今回ここで審議の対象となつております法律案を提案したという政府に對して、私は一応の敬意を持つておるのでございます。ただし、内容について不幸にして社会党はその見解を異にいたしておりますけれども、こういう法案が今日閣会において審議の過程に乗つていくというこの事態は、私はきわめて意義のあるものだとして解しているんですが、そこでお尋ねしたいことは、今後中小企業者が今問題になっているような法案の成立によつて団体ができ、組織が強化されるならば、大企業との間に自主的にこの産業分野の調整をはかつて中小企業者がみずからの力をもつて救済されていくとお考えになるか、それともまた、こういう組織ができれば自主的にやると同時に、

一方においては政府がその権力をもつて、また、中小企業者救済の意味を含めて大企業と中小企業の生産分野に別法をもつてこの進出を押えるところの法律を併用して出す必要があるとお考えであるか、その辺について御所見を承わっておきたいと思ひます。

○参考人(松崎健吉君) 大産業と中小企業との生産分野の確定の問題に對する御質問でございますが、この問題

は、事実非常に中小企業の苦悩の原因になっておることは私もまことに同感であります。ただ、私どもはこの団体法の問題だけに主として取り組んで参りまして、ただいまのような問題につきましては、実は深く研究しておらなかつたのであります。いろいろな社会党的御案を拝見しますと、ごもつともと思うのであります。それで、団体法ができてまして商工組合が結成され発達して参りますれば、ある程度の面は

解決し得るかと思うのでありますが、全面的にただいまのお話しのようなのを解決できるかどうかは私ももちろん自信がないわけであります。それで団体法が幸いに成立いたしまして商工組合ができ、商工組合の力によつてただいまの問題の解決にできるだけ進むべきだと、と同時に、場合によりましてはやはり社会党の御案のような法制的な措置もとることが必要がある時期が来るのじゃないか、こう考えるわけがあります。その辺につきましては、私まだ十分な確信を持ってお答えできないことを残念に思います。大體の見当はそう考えております。

○相馬助治君 私どもの立場からいたしますと、何らかの形で中小企業者の組織については立法措置が必要であらうと、しかし同時に産業分野における中小企業者の位置確保に關するところ

の立法措置がこれに並行していかなかつたならば、とうてい力國係で、しかもまた、本質的に組織化の困難な中小企業者を包含する組織自体の力をもつてしては、中小企業者の立場は守り得ないと、まあかような立場をわれわれはとっているわけでして、あとに問題にした法律が成立しないくらいならば、むしろこの際抑速主義をとつてこの國体法を作るといふことは一体いかなものであるうかと、こゝういふ疑問を党自身が持つておりますと同時に、また一方においては、であるからこそ、一つ教訓的な意味で啓蒙的な意味でこの際漸進的な効果をねらつても、その國体法を成立せしめて、まず組織させ、組織させた上においてやはり社会党が主張するような法律が必要であるといふことを中小企業者自身に

発見せしめて、そのような方向に持っていくということがよいのかと、こういふふうないろいろな思いやり、考慮、議論がわが党の内部においても分

れておることは事実なんです。従つて松崎さんにお聞きしたいことは、政治的考慮をもつてこの団体法一つを通すのですら、与党並びに政府を動かすのに往生したのだから、いわんや大企業が目进行すような産業分野における中小企業の位置確保に關する法律なんというものを出したならば、こっちがぶちこわれてしまふから、そこでまあ言いたいのだけれども言わないという考慮なのか。それともいや、やっぱりまだ研究不足で、団体法さへ作つてくれれば、あとはわしらはわしらで考えますから、まあ取りあへずこれを作れと、こういう御意見なのか、一つの端的に承わつておきたいと思ひます。

○参考人(松嶋健吉君) 団体法を一つ通すのに非常に骨を折ったと、こういうお話でございましたが、われわれは団体法の提唱者ではございますが、通していただくのは自民党、社会党両党のお力でありまして、また、政府の御援助なのであります。一つ通すのに非常に骨を折ったという言葉は、少し語弊もあると思います。気持は、われわれ団体法だけでも相当大へんな法律である、ここにまたつけ加えて産業分野の確定、実はいろいろざつとは研究したのですが、やはり職業選択の自由という基本人権に触れるところがあるわけです。こういった問題のあるものを一緒に出しますと、非常にむずかしいのじゃないか、まあ、今回は一応団体法によって基本的な組織法を作る、これによって商工組合ができ、ある

程度までやって、その上もし必要だったら、またこういう問題をぜひお願いしたい、こういった先ほどのお話のあったような線で考えております。

○阿具根登君　今の問題で関連して御質問申し上げますが、きのうの松崎さんの御説明をお聞きしましたが、中政連というのは中小企業の安定をはかるためにできたのであって、いわゆる団体法はその一環である、こうおっしゃったと思います。私もそれでなかったらばおかしいと思うのですが、こ

それは純然たる政治結社であると私は思うのです、中政連という名前から見ても、そういういたしますと、今中小企業者が一番困つておる問題、きのうも十四人の方からお聞きしたのですが、大企業の圧迫だということをおをそろえて言つておられる。われわれもそれを認めてこつという審議をしておるわけ

なのです。ところが、この国会でも一番問題になる下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案とか、百貨店法の一部を改正する法律案というのも同じ国会で、同じこの委員会にかかっておるわけでございます。それには松崎さんが言わんとすることは、ほとんど入っているのです。親事業者が下請事業者に対して支払う下請代金の額が不当に低いものであつてはならない、引き延ばしてはならないとか、いつまでに払わなければならぬとか、あなた方のおっしゃるようなことが、これに書いて法案として出されてあるのですけれども、政治結社である中政連からは、ただの一回もこれを通してぐれという陳情は受けておりません。そういたしますと、中政連は口では中小企業者の安定ということを言っておられ

るけれども、ただ団体法だけであつて、百貨店も攻撃されておるけれども、それならば百貨店法の一部を改正する法律については、何ら一言も言われておらない、下請代金もその通り、そうしなければ性格が疑われてくる。そうでなかつたならば、社会党が出した法案については、いかに中小企業者のためになる法案であっても、これに対してはわれわれは賛成しないというお考えであるのかどうか、関連で質問いたします。

○参考人(松崎健吉君) 御承知かと思
うのでありますが、中政連は立場とい
たしましては、どこまでも不偏不党で
ございます。言いかえますれば超党派
でございます。中小企業の最大公約
数的な政策を国会にお願いして、立法
的手段、あるいは予算的な手段によ
って実現してもらおう、こういうねらい

でございます。社会党の提出関係の法案であるからどうこうという考えは毛頭持っておらないことをはっきり申し上げておきたいと思います。なお、中政連はいろいろ金融、税制、社会保険組織法の問題、あるいは出血輸出の防止の問題、その他最大公約的な問題をを取り上げまして、すでに結成と同時にスローガンとして打ち出しておるわけです。これは全部いつの日か実現したいと念願しておるわけでありますが、その実現の方法として、あるいは戦術と申しましょうか、二兎を追えば一兎も得ずというたともありますように、なかなかあれもこれもということにはむずかしいという考えで、本国会におきましては、非常に不本意でございますが、団体法一本に努力をしぼったわけでございます。他の法案に対しては

熱意がないという御批評もあるわけなのでありますが、これはわれわれ甘んじて御批評を受けよう。しかし、真意は重点を置かないからその政策に反対という意味では決してないのであります。重点政策の結果、影が薄くなつていくというだけであります、今のようなお話は、中政連としてはむしろ意外に感ずるくらいであります、社会党の案でありますから反対ということとは絶対に考えておりません。その点は十分御了解おき願いたいと思います。

○相馬助治君 阿具根委員の質問を、唐突意外だとおつしやつたのですが、私は阿具根君の質問をいささか援助したいと思ふのです。というのは、中政連というこの大きな団体の本部の方と私が話すのは、あなたとここで初めて話をするのです。しかも、私は本法にきわめて興味を持つていて、鮎川さ

んの戸談じゃないが、私どもも十万円
いただかなくちやならないという口な
んです。興味を持たせるために十万
円要するというなら、錢やらないうち
から興味を持つているのですから、こ
れはおそなほりました言うて、十万円
早く持つてこなくちやならない口なん
です。これはいささか皮肉なんです、
もちろん。ところが、中政連の当の方
と話をするのは私は初めてだ。阿具根
委員もおそらくそうだと思ふ。なぜこ
ういう言葉が出ますかという、毎朝
毎朝東京の中小企業の方々が陳情にお
見えになる。私は心から敬意を表して
おります。国会というものに對して、
とういふうに陳情に来られるという
ことを通じて、私はやはり中小企業者
が政治的に何というか目ざめていくと
いうことに對して、心から敬意を表し

で、どんなに忙しくても心がけて私は
会っております。そのときには、はなはだ
意外なことは先生、社会党のお立場も
ございまして、反対であることは
もうわかっておりますが、お立場もご
ざいまして、先生通して下さいと
言われるのです。私は目を白黒させた。
私は現在ここで審議されているものを
反対だからぶつふすなと言ったこ
とはない。私は本気になってこの法案
と取り組んで研究をしている。多くの
疑問を感じております、本気になって
これと取り組んでいる。そこでそうい
う事態を見たときに、一体この中小企
業政治連盟というものは、社会党とい
うのは、話がわからぬやつかからもう
しゃべっても仕方ない、というので敬遠し
ているのかなあと思わないでもなかつ
たわけなんです。その辺端的に阿具根
委員が聞いたのであって、阿具根委員
の話を唐突意外だということでしたか
ら、あえて中政連に私は好意的に申し
上げますが、一つ運動の方法等につい
ても、御一考をわずらわした方がよいの
ではないかと、かように私自身は考え
る。下請代金支払遅延防止のための適
正化の法案などというものは、私は早
急に作らなければならぬものとして
熱意を持っております。こういうもの
に對しまして、あなたのところから何
にも言われないというのは、まあ、率
直に言うてどのような御意思かなあ
と、こう考えたことが私自身もあるの
で、ちよつと長話になつて恐縮だが
申しておきます。

それで第二の質問は東原理事が指摘
されておりますが、実は本法によつて
零細事業者がどうなるかということ

が、私どもにとっては問題なのであり
ます。従つて中政連としては、この零
細事業者というものは、もうこれは社
会保障制度で救うべき分野であつて、こ
中小企業政策立法をもつては、こ
れはもう処置のないものなんだと、ふ
みにかけて下に落ちた、これはごみ
みないなものだ、こういふふうにし
ておくならば、これはまたいい悪いを
言うのじゃないのですが、明確だと思
うのです、話は、そうしてその落ちて
きたごみみないものは、社会保障制
度で救うのだと、こういうことになれ
ば、話の筋は明確なんです。そこで
お伺いしたいことは、この特に零
細企業者が金融面で困難を感じて、み
んな小売資金に依存して、経営の破綻
を來たして貧困化していくということ
も事実です。本法によつてこの中小企
業の名に値しない零細事業者、しかも
概念的に、常識的には零細企業者もわ
れわれは中小企業者と言つてゐる。こ
の零細企業者が現在審議されている本
法が成立することによつて、一体どの
ような形になるか御期待になるか、率
直に御所見を承りたい。

○参考人(松崎健吉君) ただいまの問
題にお答えします前に、先ほどの問題
につきましてもちよつと申し上げさせて
いただきます。私ども非常に努力が足
りません、相馬先生、阿具根先生と
お話をしたのは初めてなんであります
が、私どもは社会党の機構を通じまし
て、たとえば水谷先生、春日先生あた
りとは、ずいぶん何回か御相談してお
ります。最後は社会党が、数点につき
まして中政連の構想とも違ひますし
また、政府案とも違つた点がありまし
るので、実はお話が切れてしまつた時代

があるのであります。それにもかかわ
らず私どもはできるだけ連携を保つべ
く努力して参つたことをはつきり申し
上げます。そうして業者の連中が社会
党の皆さんのところに参りましたとき
に、御反対でしようかと言つたのは、
おそらく社会党が別の案を出しておつ
て、社会党の案と団体法が違ふといふ
ことを知つておるために、そういうご
あいさつをしたのかとも思ひます。こ
れはそり悪意のないことと考えており
ます。御了承願ひます。

それからただいまの御質問でありま
すが、零細企業の金融の問題はいささ
か興味を持つておるもののでありま
す。零細企業者の金融問題につきまし
ては、これは何とかしなければいかぬ
というので、団体法の観点から見ま
した場合には、商工組合を結成する、そ
うしてこれは協同組合事業として資金
の借入れができるわけです。で、結
局商工組合の線を通して財政投融資の
資金を相当大量に流さなければなら
ぬ。そういたしますれば、商工組合の
チャンネルを通じて、ただいまのお話
の零細企業にも相当回り得る余地が
ある。むしろ方法はこれに限るのじゃ
ないかと考えております。そのために
は、やはり信用保険あるいは中小企業
の信用保証協会のただいまの機構を相
当面的に強化されなければならぬとい
ふこと、一筋の法律だけではなかつ
て、他のいろいろな法律を加味します
と同時に、財政的な措置も講ずること
によつて、何とかいけるのではないか、
また、いかにせなければいけないのじや
ないか。これ以外に当座の問題として

いい方法は考えられないと思つており
ます。

○相馬助治君 最後に、私は東原参考
人、松崎参考人に御尋ねしたいと思
ひます。本委員会は参考人同士で討
論をやることは許されておられません。
これをまあ念のために申し上げておき
ます。

東原参考人の御所見に私は興味を
もつて耳を傾けた理由は、お説の珍奇
なるをもつてではなくて、あなたは、
あなたの所属されておる団体の中小企
業家同友会常任理事というところで
ら、早くこの法律案を通せということ
をぶつのだと思つておつたところが、
これは反対だ。しかも、きわめて明
快、しかもかなり大胆に……、ちよつと
失礼な用語ですが、まあ明確ながい
いですが、明確な御所見だつた。そこ
で私は東原参考人にちよつとお尋ねし
たいと思つたのですが、中小企業家同友
会というものはどのような組織で、ど
のような綱領を掲げた組織でいらつしや
いますかというところをお尋ねすること
が一点、それから松崎参考人に対して
は、先ほど零細企業家の問題や何かに
對して、東原参考人が指摘されたもの
に對して、その反論的なことを今、承
わつたわけなんです、東原参考人の
御所見を概括して、特にあなたの立場
からこれは誤解である、従つてこの
点についてはかように、われわれとし
ては見解を持つてゐる点がございま
したならば、きわめて簡潔にお述べ
いただくと、大へん参考になると思ひ
ます。両参考人にそのことをお願いいた
します。

○参考人(東原誠三郎君) 答えたい
します。この日本中小企業家同友会、

これについてどういふ性格かという御
質問のよう思うのですが、これは先
ほどいろいろ申し上げました意見の中
にもたしか出ておつたと思ひます。こ
れども、団体法または政府の立案すべ
き組織法、これがだんだんわれわれ中小企
業界にも伝はつて参りまして、これは
まことにどうもおそろしい法律だとい
うわけで、まあこれを申し上げまして
はどうかと思ひますけれども、先ほど
松崎さんへのどなたかの御質問があつ
たのですが、これもどういふ意味かわ
かりませんが、縛るという声が入りま
した……、これで、問題は……、
われわれどういふ悪いことをして縛
られるか、あるいは特別な、私ども
の企業に對して何にも政府の特別な御
援助はいただいてないのです。特別な
ききました。それから金融を受けてお
ります。しかし、これも微にわたり、
細にわたつた御調査、これならもう貸
しても間違いないところでは、
むしろあなた方は借りなくていいん
じやないかというのを言われるくら
いです。しかも利息を払つて借りて、
完全に御返済してあります。ですから私
どもがふたたびまたこういう組織へ申
し込むときは、もう実に簡単に貸して
くれます。そうして税金の面において
も、それはもう今の税制でもつて全部
きちんとお払いしたら立ちゆかないの
ですよ。ようございませうか……。です
からわれわれは何も縛られたり、取り
締まられたり、排除を受けたりするよ
うなことは、もつてのほかだと私は
思つております。私は決死の覚悟でこ
れをやつてゐます。そこをけみしてい

ただきたい。であるから、われわれは中小企業家だという矜持のもとにやっておることを申し上げておきます。そうしてそういう考えを持った同士が集つておる。まだまだ声の出ない同士が相当私どもの味方をしておりまして、どうぞそういう意味をおきましてこの法案がもう少し実情を調査していただきまして、そうしてまず廃案にしたい、それをお願いして、これを御答弁にいたします。

○参考人(松崎健吉君) お答え申し上げますが、東原参考人の御所見に對して、私もはまことに残念であります。が、徹底的に伺ひたいしかねるのではありません。ほとんどお話し全部に對して反對せざるを得ない。従つて話が非常に長くなりますが、その点のうち幾つかの点につきましてお話し上げたいと思つております。聞くところによりまして、東原参考人は縛られるということが非常にいやだと、統制的なことに、非常に反對されると、そのためにデパートの法律に對しても反對をされると、いろいろ聞いてゐるのであります。が、東原参考人が全中協の一員としてどう行動をされたかといふことも、われわれの方には全部わかつてゐるのであります。ほんとうにわすかの人で今度の同友会を作られた。それで反對の氣勢を上げられたといふこともよく存じてゐるのであります。なるほど東原さんの立場から言へば、その氣持もわからない点はないことではないのであります。が、団体法に對しまして、先ほどの御議論のような、徹底的な反對といふことはよほど變つておられるのだと、こう考へるのであります。ことに、問題は零細企業家

が、大企業のために、中小企業のために非常にやられてしまふといふお考えに對しましては、昨日私の意見の中に述べましたように、零細企業といふのも、自覺して今度の団体法の運用に當りますれば、十分に利益が確保できまして、ボス支配等のことは絶対に許されぬと思つてゐるのであります。これは繰返すことになりまして、これ以上は申し上げませんが、東原参考人のその御意見に對しましては全く反對でございます。また、輸出の問題につきましても、ちよつと触れられたのであります。この機会に申し上げます。われわれは団体法の当初の解釈をいたしまして、中小企業の出血輸出の防止といふことを、団体法の一つのねらいとして考へたくらいであります。ただいま非常に輸出がよけい出ておりますが、そのうち六の多あるいは六五多が中小企業製品であるといわれておるのであります。そういうた非常な輸出額の伸張の裏には、出血輸出で泣いておる中小企業者、非常に多いのであります。たとへば新潟県の燕市の洋食器であります。同じ品物がアメリカの市場におきまして、西ドイツあるいはイタリアの製品の三分の一、激しいときには五分の一の価格で売られてゐる。これは業者の輸出競争の結果なんでありまして、そういうたことによつて輸出が止まつても、これは出ないよりはけつこりかと思つておりますが、非常に悲惨な裏面史がつづつたつづつたのであります。こういうことのないように、日本の利益のために商工組合の形によつて、お互いに利益を守らうといふところにねらいがあるわけでありまして、これ

が輸出の阻害になるかどうかという点につきましては、相当疑問があるものであります。問題があると申しますのは、値段を上げればやはり輸出はしにくいのであります。それは三分の一になつておる商品、すぐ三倍にすればどうかといふことであります。すばうこれは輸出の阻害になる、そういう点があります。長い間の努力によつて、出血輸出を防いだといふことは、組合の結束によつて初めてできるのじやないかと思つてあります。このういつたねらいが、団体法の一つの大きな問題であるわけでありまして、これが逆に輸出の振興を阻害するといふことは、今のわれわれの考えと全く違つたのであります。勉強しなくては、ために品質が落ちる、値段が上がる、その結果輸出が減るといふような御議論に對しましては、われわれは全く違つたのであります。組合を作つたから努力をしないといふことは、全く初めのお考えと違つたのであります。その点につきましていろいろ申した述べたいのであります。われわれは輸出の振興を阻害するといふことにはだいに違つて、東原参考人の御意見とはだいに違つて、それから、これは先ほどの加藤先生の御質問に對してお答えしたと同じであります。決して官僚統制や全面的統制をねらつておるのではない、東原さんの言葉で申し上げますれば、統制経済を復活するといふやうなことであります。この統制経済を復活するといふことは、非常に攻撃的な言葉としては、非常に格好な言葉なんでありまして、事實は決してそうではない。われわれは決してそれは再三申し上げておりますように、

やむを得ず最小限度の調整を自主的にやらせるといふのが目的でありまして、官僚統制はできるだけ避ける。そのために民主的な審議会によつて官僚統制の弊のないやうな措置も講じてやろうではないかと申し上げたのであります。われわれはいたしまして、官僚統制に反對であることは前から申し上げております通りで、その点も東原参考人の御心配は、どうもこれこそ詩大妄想狂ではないかと思つてあります。どうぞこの点は東原参考人におかれまして、もう一度十分に法律の内容を御検討願ひたいと思つております。

○阿貝根登君 ちよつと関連して御質問申し上げますが、中小企業の代表者の方が、二人で、全く相反した御説明をしていただいておるわけでございます。そこで非常にうがった質問でございます。お答え願ひでもよろしいのでございまして、私今お二方のお話を聞いておきまして、はあ強制加入といふものはこういうところにあるのかと、ちよつと考へたわけでありまして。極端に申し上げますと、東原さんみないな人がいるから、強制加入を入れるのだ、こういうふうな松崎さんが言つておられるのじやないか。東原さんからみれば、おれも中小企業者で、これだけりつぱな意見を吐いてゐるのに、詩大妄想狂だ、こういうことを言つて、おれを縛りつけようとするから、おれはいやなんだ、こういうふうな私は聞えるのですが、そういうことなんです。か、両方の方からお伺ひいたします。○参考人(東原誠三郎君) その通りです、その通りであります。

それから先ほど松崎参考人から、輸出の振興を何とかおつしやいました。が、私は輸出の振興については一言も申し上げておりませんから、誤解でございまして。それから全中協の問題が出ましたが、私もまだ全中協に籍を置いておりまして、全中協を脱退したのも何でもございしません。同志が集まつて別のやうな団体を作つたのであります。私も全中協の常任委員、しかも十年全中協に働いております。そうして大へんどうも、私ついこういう席に出ることになれておりませんし、話も下手でございまして、それからまた、自分の商売ならば、人に負けないのですけれども、どうもちよつと興奮しちやいまして、大へん変な御答弁申し上げて、何ですか、失礼と思ひますけれども、それはどうかあしからず、なるべく興奮しないやうに、落ちつけやります。全中協の中の者も私の方へ参加しております。しかもみんな有能な、私は残念ながら尋常小学校卒業の免状がないのであります。はなはだ残念であります。それで今の全中協内部の若い方々で大體慶応とか、明大とか法政とか出た方が、だいたい私の方へ参加しておりますけれども、やはりこの方々も全中協に籍を置いてゐる、それから全中協以外の方もいふぶんおるのですが、その点よく一つ松崎さん……全中協の副委員長、委員長事故あるときは副委員長これにかわるという副委員長はそういう最高責任者、相當の責任者じやないかと思つてあります。が、こういう方々が三名も全中協より参加、こうなつておりますから、よくその間の事情はわかつております。私の

方はただそのために、われわれの音が外に出ない、届かないために、また先ほどのようにやたらに、私たちをばかにしたような言葉が入りますものから、それでこういう団体が生まれたわけですから、よろしく一つかわいがってやってください。これから出ることは、ほんとうにまじめな声です。今おっしゃられた松崎さんは、実際にいって失礼かもしれないが、私は中小企業五十年の経験でございます。松崎さんは何年の御経験があるかわかりませんが、あまりお知りにならない、中小企業の実体をお知りにならない。だから私の言うことが、てんで話がわからないのじゃないですか、全面的に反対だなんて、とんでもない話です。どうぞ一つ、よろしく願います。決して病人じゃございませんから、どうかよろしく。つねつても痛いのはずぐわかりますから、どうかよろしく願います。

○参考人(松崎健吉君) こういう問題に真正面からお答えするのはどうかと思っておりますが、御答弁せざるを得ないので、やむを得ず御答弁申し上げます。先ほど輸出の問題云々と言いましたのは、実は私東原さんの書きました書類を前に見ておりましたので、潜在意識で出て来ました結果、申し上げたのであります。きょうの御発言にはなかつたことだということ、失礼申し上げたわけでありまして、東原さんが、強制加入に絶対的の反対だ、全中協でも、全中協自体としては強制加入の必要を認めるということ、決議になつてゐるわけでありまして、東原さんはそれに服さないというので、二、三人の人で別な会を作つ

た、それがおそらく同友会だと思つた、それがおそらく同友会だと思つた、その後参加者が他にあるかと思うのであります。私も、私どもは昨日申しましたように、団体法形成同盟には、多少の重複はございますが、すでに全国各地に、約二百近い支部その他ができております。そうして参加人員は一万をはるかに突破しておるのであります。で、一千万をはるかに突破して、期成同盟の皆さんが非常に熱心にこの今国会における実現を期して努力しておるわけでありまして、その中で中小企業界で数人の人が反対いたしました。これは別に奇異とするには当たらないのであります。むしろもつと非常な大きな反対があつてもやむを得ないのじゃないか、比率から言いますれば、おそらくは顕微鏡で見てもわからない程度の東原さんのグループだと思つたのであります。どうぞ全体の数から推してはかつて、この発言のウエイトをお考え願いたい、こう思つてあります。

○委員長(松澤兼人君) どうも……、ちよつと申し上げますけれども、あまり個人的なことにわたることは、本委員会の本旨でもございせんから……(参考人東原誠三郎君「もう一言」と述べ)それではもう一度だけ発言を許します。

○参考人(東原誠三郎君) 今松崎さんのお話の全中協は、強制加入に賛成というよりなことが通つたというのには、ちよつと私は間違ひかも知れぬけれども、そういうふうな言葉がどうも私耳に入つたのであります。これは全然間違ひでありまして、全中協の中央委員会においては、原則的には強制加入に反対ということがきまつております。

どうか一つよろしく願ひいたします。それも、昨日ここに参考人に見えた五藤委員長が、これを個人的意見として、この法案に賛成というふうな新聞発表をいたしました。これは五藤委員長の個人的意見でありますから、やはり顕微鏡で見たような小さなものであります。て、(笑)全中協の中央委員会は絶対にそういうことは決定いたしておりません。はつきり申し上げます。

○阿部竹松君 松崎さんにお伺ひいたしますが、衆議院の決算委員会では参考人の方を三日間お呼びして、人権問題が起きた、こういうことなんでしょうが、きょうからおいでになつて、もう一時近くになるので、非常にお気の毒なんです。一つ、二、三ポイントをお伺ひしたいと思ひます。

この法案の内容と、きのうお話になつた内容をお伺ひする前に、私もこの商工委員会の方から、この法案を通してくれという人と、内容を直してくれという人と、反対だという人と、今まで二、三百名の人に会つてきたわけなんです。その二、三百名の人の中に、鮎川義介さんもおられた。そこで鮎川義介さんから、この法案をぜひ通してくれという話が、はつきり記憶しておられますけれども、先月の大體二十四日か、五日にあつたわけなんです。ところで、その鮎川さんの話の内容を、松崎さんにお伺ひするのはどうかと思ひますけれども、とにかくこの百数条ある法案であるから、十分審議しなけりやならぬでしょう。それから社会党からも法案が出ておるので、とにかく四月一ぱいかつても、この法案はおそらく衆議院で十分論議することができない。ですから参議院で論

議する時間がなくなるので、鮎川先生の御意思はわかるけれども、その簡単なものでない、こういう話を私がした。ところが鮎川先生は、もう今月の三十日に絶対この法案は上ります、という話が鮎川先生から出たわけなんです。私は鮎川先生が自民党の総裁か幹事長であれば、話がわかるけれども、一人一党ですからね。どうしてこういう自信を持って答弁されるかということ、非常に不審に思つて、それは不可能でしょう、いや、大丈夫だということ、法案は横へすつとんでしまつて、大丈夫だ、大丈夫でないで、鮎川先生と議論をやつたところが、それから二、三日たつたところが、今度はたまたま社会党の向うの方の商工委員に、二十七日に質疑打ち切りで、そのときはまだ四時間くらいしか議論しておらぬ、議論しておらないときに、質問打ち切りだ、三十日に上げますというところ、強硬に自民党の方から連絡があつたわけなんです。社会党の方にです。ですからまあそういう点について、全く自民党と了解しておつたのか。自民党の方の方が引き受けたものか。たまたまさいぜん相馬さんの発言にあつたように、鮎川先生が全部の代表を集めて、三億円の金を集めて、どこどこに幾ら幾らというふうな話が出たときに、私は非常に不可解に思つたのです。ですから全購進事件が起きてびつくりするわけではないけれども、この参議院も、法案を審議する前に、そういう話が、つうつうできまつておるような気分がする。少くともあなたは局長なんですから、鮎川さんと表裏一体で、その間の事情はよく御存じだと思つた。なぜ鮎川さんが三

十日びつしやり……。で、その三日前に、自民党の責任者からわが党の責任者に明白に申し込んできた。そういう事実もあるわけですから、私はもうともかく法案の内容もさることながら、どうも臭気ふんぷんとしてゐる中で議論しなげなうなという、非常に残念なわけなんです。ですからここで明確に、これはこうで、あれはあであということを明確にお伺ひしたいわけなんです。

○参考人(松崎健吉君) ただいまの御質問は非常に微妙な問題でございますが、私の知つてゐる範囲で、ざつとばらんにお答え申し上げます。実は先ほど申し上げましたように、立案はどこまでも不偏不党で、これは団体法が通過しても、社会党にも、自民党にも同じような格好ですつとお願ひして参つたのでございます。ただ最後に、社会党は別案を国会に出されるといふことになりましたが、団体法の構想を、幸いに政府案で相当ほとんど全部盛り込んでいたものであります。で、政府案と合流いたしました。何となく今国会で通したいという気持にならざるを得なかつたわけでありまして、そうすると、勢ひ自民党の方にゆけい願ひする格好になる。そして与党たる自民党では、非常に御承知の通り政府案を取り上げて、推進していただいたわけでありまして、そうすると、鮎川総裁としても、……ここからは想像でございます。おそろく与党の幹部といふいろいろな話をされた結果、与党では、いつ幾日くらいには通るのだらう、また通すつもりであると言われた結果、ただいまのようなお話が出たことと思ひます。これは与党たる幹部との話し合いとい

うことであらうと、私はまあ考えるのであります。こまかいことは存じておりません。それからお金の問題がちょっと出ましたが、鮎川総裁も、われわれも、この法律のために金を使うということは絶対にやっております。これは中政連が多少資金があるというところから、いろいろのデマがとぶのであります。実際におきましては、そういうことをやることによつて、かえつて通るべき法案も通らなくなるといふようなことも、われわれはよく知っておりますので、そういうことは絶対にありませんので、何かありまして、それは流説とお考え願ひたいのであります。

○阿部竹松君 まあ私もこれは自民党でも、社会党でも、そういうお金はもつておらぬと信じます。ただ、そういうことがあれば、まあ法案が通らなければ政治献金で終るし、法案が通れば、これは取崩罪ということになつて、問題になるので、おそらくそういうことは良識ある人はやっておると思ひます。そこで、もう一べんお伺ひいたしますが、きよりの東原さんもおっしゃいましたが、きよりの大阪からおいでになつた小西さんという方が、もう私以外に中小企業問題のことを知っている人はおらぬと言ひのだ。これは松崎さんもおいでになつたかもしらぬけれども、断言してお話をされておつたようでありますけれども、そうしますと、その政治連盟というものの勢力分野は、日本にたくさん団体がある。全体の何割くらいを占めていふものか、それをお伺ひしたいのです。この問題とは違ひますけれども、

も、科学情報センターという法案がこゝに出たときに、これは中小企業の代表の方もおいでになつた。そのときに、明確に名称は忘れましてたけれども、全国中小企業何とか副会長さんになり、三菱鉛筆の社長さんが入つておられた。三菱鉛筆はとにかく日本の国産の六割くらいまで生産しておられるので、それから、あれは私は中小企業だと思ひなかつた。会社の内容を見て、中小企業じゃない。ですからその中小企業の定義についてお伺ひすると同時に、今言つた通りあなたの方の政治連盟といふものは、どのくらいまでまあウエイトを占めていふものか、そこを一つお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(松崎健吉君) 私ども中政連で考へております中小企業は、現行法で大体常時使用する使用人が三百人以下、商業、サービス業については特に三十人以下ということになっておりますので、大体そういう概念で考へておるわけでありまして、従つて今度の団体法も中小企業の定義と大体同じようなつもりでやっております。

中政連にどのくらいのが、傘下中小企業者があるかというお尋ねであります。これは実は中政連の問題がだんだん認識されまして同時に、会員が非常にふえて参つておるのであります。しかし、ただいまのところ、特に特別に中政連の会員をよけい入れるような運動をやつておらないのであります。と申しますのは、御承知のようにな、今国会でぜひとも団体法をものにしたという考へがありますので、中政連が首領をとりまして団体法期成同盟といふものを作つたのであります。中政連の事務機構も、中政連の各機関

がこぞつて期成同盟の方の仕事に主力を注ぐ、その結果中政連の会員獲得という問題をこゝさらに強く押し出さないうようにしておる。そのために期成同盟の方では、先ほどもお話ありましたように、全国ですでに一千万の中小企業者の加盟を見ておるわけでありまして、で、結局中政連の傘下の団体といふのは、この期成同盟の傘下の団体と大体似たようなものになるのではないかと。もちろん、多少のズレはありますが、中政連にはすぐ入りたくないが団体法には賛成だといふ向きもありまして、その点に一致してはおりませんが、相当数の人は中政連にも非常に好意を持っております。従つて時期至れば、中政連の会員になるべき人だと考へておるのであります。だんだん時期がたちますと、それがはつきりわかるわけでありまして、われわれはあらゆる階層の、あらゆる業種の中小企業者が中政連の支持者であると考へております。

○阿部竹松君 昭和二十一年の六月です。第九十国会、帝国議会といつた当時から昨年の二十五臨時国会まで中小企業の皆さんに対して、それぞれ法案が百件くらい国会で成立しておる。もちろん、その社会情勢が変りましたから、必要がなくなつた法律もあり、あるいはまた現在も必要な法律もありましよう。けれどもそれが全部実行されておるとお思ひになつておりますか。

○参考人(松崎健吉君) 私は昨日申しましたように、戦前戦後を通じまして、中小企業に対する国家的な諸施策はいずれもきわめて不徹底であると考へておるのであります。私財政金融関係に特に興味を持っておりますので、その方面をずっと調べまして、まことに驚きにたえない状況でございます。これははなはだ当時の政府あるいは国会の皆さんにおいては、そのときそのときの御努力はしてはいたいたと思ひますが、ただいまから振り返つてみますと、非常に強力的であると思ひます。その意味で今までの諸施策に対しては感謝の念を全然持っております。今後十分な施策によつて今までのおくれを取り返していただきたいと思います。

○阿部竹松君 それから昭和二十五年の三月に、今も大蔵大臣をやつておるのですが、池田勇人さんが中小企業の大部分はつぶれてもやむを得ないといふことを国会で発言しておる。その次の日、皆さん方がそれはけしからぬといふことで大会を開いておる。まあ、松崎さんはそれに参加されたかどうかわかりませんが、これは資本主義社会の矛盾で、池田さんがまあ思つていふことばかりと言つたのだらうと思ひます。しかし統計を見ると、これは総理府の統計ですが、とにかく戸数にして、三年間のうちに軒数にして大体十萬軒、それから人員にして百二十萬くらいのかく小売業者とか、あるいは中小企業がふえておるのです。減つたのと比較して、減つたやつを埋めても……この理由はいろいろとあるのではありませんか。その点一つお伺ひいたします。

○参考人(松崎健吉君) 中小企業者が倒れるとまたふえるという御質問かと

思ひます。これは結局日本の人口構造の自然的な情勢だと考へております。と申しますのは、大産業の方面におきましては、これは終戦後、しかも最近においては最も顕著でございますが、生産設備の改善によりまして従業員増加に伴つて生産の数量を上げておるといふ傾向が非常に顕著であります。ですから大産業方面におきまして人口の吸収力は非常に少い。それに対して中小企業方面におきましては、比較的小企業関係上、仕事が始められるといふので、過剰人口がとうとうとして中小企業界に流れ込む、この傾向は特に商業部門に強いのであります。きのうも申し上げたのであります。昨年の一月から十二月までの統計局の月別平均就労人員の統計を、また一年間平均いたしました。これで見ますと、四千二百萬人ある。その四千二百萬人のうち千六百八十萬人が農民であつて、大企業は三百九十萬、中小企業は千九百八十萬といふ数字が出ています。これは推定がまざつておりますので、正確ではございせんが、以前は経営者を含めまして、中小企業は千五百萬といわれておつた。それが一年、二年の間に、とにかく二十萬人近い数字が出るようになつた。これは結局中小企業、特に商業部門に失業人口が吸収されておるといふ格好であります。しかればこの問題をどう解決するかといふことにつきまして、きのうもいろいろ意見が出たやうであります。私どもは新しい大産業を起すか、しからずんば国の巨額の財政資金をもつて失業救済事業をやる、あるいは社会保障をやるということではなければ、救

済できないのであります。それをただいまでは、中小企業がスポンジ的な役目で吸収している。ですから中小企業がこれ以上吸収できるかというか、すでに飽和状態にあるのじゃないか、これ以上無理をいたしますれば、いつか爆発する。爆発するということは、とりもなおさず社会不安であります。これはよほど考えなければならぬ、こう考えているわけであります。

○阿部竹松君 最後の一つお伺いいたしますが、組織を作ってお互いに中小企業を守らなければならぬということばかりです。それは全くよく了解できるわけですが、ただ、組織を作った場合に、今度それを守るために手段が必要なのではないかと。そうすると松崎さんの御見解でいきますと、その戦う場所がどちらになるかというわけですが、そうしますと、さいぜんも阿具根委員が若干発言しておったのですが、百貨店法案、デパート法案が出て、とにかくデパートは通産大臣の許可が要るとか、坪数は何平方メートルというところにきまつておつても、今度はデパートの方が百貨店法案にかからぬよう小さい店をたくさん作つて、そこでデパートと競争する。ですからあなたの方のお話でいくと、とにかくデパートと太刀打ちしなければならぬということをおっしゃっているけれども、実は、実際はデパートではなく商社、それから中小企業の人、一般消費者と生活協同組合がけんかするようなことばかりにこれはなる。デパートの方は悠然たるもので、この法案を通してこれとか、通してこれとか全然言つてこない。通してこれとかというのは、毎日とうふを買つたり、納豆を買つたりする、こう

いう人が通してくれるな、こう言つていいます。それで手段と目的と全然違うことになつてきせぬかということをお私には非常に心配しておるのですが、こういう点については、どういふお考えをお持ちでありますか。

○参考人(松崎健吉君) 私どもといひましては、どこをどう敵とするというところはないのであります。中小企業が、中小企業を取り巻くいろいろな世界から一歩おくれられている。同じ人並みの待遇を受けていない、これは大産業に比べても、組織労働者に比べても、また農家に比べても、だ

いぶおくれられている。これを人並みのところまで上げてもらいたい、いわゆるレベル・アップをしてもらいたいというところであります。大産業を特別に敵とするという気持もないのであります。また、ことに消費者と戦つて、あるいは農民と戦つてといった気持は全然ないのであります。もし、大産業で不当なしわ寄せをやつておられます部分がありましたら、それを少し分けてもらいたいと思つて、それから消費者におきまして、中小企業者はつづけてもいいんだと、安売り競争をやつてつづけてもかまわないんだと、また新しい商人ができるだろうと、だから安く買

えば自分たちも助かるという気持でなく、中小企業者もお互いの友だちとして手をつないでやつてもらいたい、こういう気持であります。ことに農家に對しましては、本質的には農家といへども、中小企業者である、気持は相通するものがあるというので、農民とも手をつないでいきたいと、結局私どもの考えといひましては、全部手をつないで国家のために働きたいと、今

まで人並み以下の待遇を受けておりましたのでは手もつけないと、どうぞ人並みの待遇をさしてもらいたいというところなんでありまして、ところが、今回の法案を見ますと、中小企業者は人並みの国に御飯をいただくといふ要求しておつたのであります。いろいろ関係でこれが薄められまして、水のようなおかげになつておるのであります。しかし、おなかがすいておるのでありますから、おかげでもけつこうだといふ、一口でも早く食べさせてもらいたい、こういうわけでありまして、われわれは戦國的なことは全然考えておらない。その点御了解願います。

○阿具根登君 時間がありませんから、二、三點御質問して、次家参考人にお伺いしたいと思つて、きのうから御見解で、中小企業千九百八十万と、農民千五百万、農民よりも中小企業が多いんだと、こういうことを言つておられますが、これは中小企業に従事しておるその家族を全部含められたのであつて、中小企業家、経営者といふものは私の聞いた範囲内において商業関係が百五十万、工業関係が五十万、サービス関係が百万、合計三百万と私は聞いております。そういうふうに解釈して私はこれから質問を進めたいと思つて、どなたにお聞きしても、中小企業は二千万だといふことをおっしゃいます。これは鮎川さんもそういうことをおっしゃいます。が、私どもは中小企業としてでなく、その中の労働者が千数百万おるのであつて、その企業家といふものは三百万だと、こういうふうに解釈してお

ります。そうしませんが、非常に誤解があるようにございまして、この点私どもの調査が間違つておつたら御指摘をお願いしたいと思います。きのうも御説明の中に、労働組合が団結をして交渉をするのを見てわかるではないかと、こうおっしゃつたわけですが、そうすると、その通りなんです。それは皆さんが団結されて大企業その他に交渉されるのは、私どもは最も強く望んでおるものでございまして、ところが、そうなりますと、労働組合にはあなた方がおっしゃるような強制加入というものはございせん。そういうことは松崎さんの意見が正しいとするならば、労働組合にもそれを適用していただく、労働組合はそれを望んでおられます。なぜならば、あなたたちがよく心配されておる通りに労働者の中にも、利害の相反する点も人もあります。それがゆゑに第二組合、第三組合といふのができて組合が分裂して非常に苦しいことをやつておるのでござい

ます。そういたしますと、この理論からいくならば、労働組合も全部四分の三がきめたならばあとは強制加入、そうして組合の言う通りに聞かなければならないといふことになるのでございしますが、それを御賛成でございしますか。それを一点お伺いいたします。

それから非常に中小企業者の立場はむずかしいのであつて、私どもは何とかこれに對してやらねばならないと思つておりますが、ただいままでの皆さんの御説明を聞いておつても、中小企業はふえるばかりだと、先ほども戦前のお話までございまして非常に

ふえておるといふことになつて、飽和状態、これ以上は中小企業を抱きかかえたならば爆発します、その通りだと思つたのです。そうしますと、この法律でいけば、その爆発しないようにシャット・アウトができませんか。いわゆる中小企業でもまあ特に貧しい人はこれから出ていくように、こういうようにして整理をする、極端な言葉で言へば中小企業の企業整備だ、こういうふうにとれないでもございせんが、もしもそうでなかつたならば、ふえてくるその失業人口、この失業者たちが唯一のよりどころとして、なけなしの金を使つて商売を始める人方をどういふうにしてやつていこうとお考えになられますか。この法律でそういうことができないか、これをお尋ねいたします。

それからもう一つ、もう一つはこれまた非常に微妙な問題でございまして、この中小企業にしろ、大企業にしろ同じでございしますが、特に中小企業はきのうも私が申し上げましたように、中小企業の皆さんも自分で自立自営ができないのです。これは皆消費者なんです。それで、これは皆消費者なんです。その消費者とのタイアップをどうしていつておられるか。おそれ松崎さんは私の質問に對して物価は上げませんと、消費物価は上げませんとおっしゃるかもしれませんが、全部が上るといふことではなくて、私はこの法案を通す場合には、消費者の方々に一部上ることは了解してもらはなければならぬと私は思ふ。そういういたします

ます。そうしませんが、非常に誤解があるようにございまして、この点私どもの調査が間違つておつたら御指摘をお願いしたいと思います。きのうも御説明の中に、労働組合が団結をして交渉をするのを見てわかるではないかと、こうおっしゃつたわけですが、そうすると、その通りなんです。それは皆さんが団結されて大企業その他に交渉されるのは、私どもは最も強く望んでおるものでございまして、ところが、そうなりますと、労働組合にはあなた方がおっしゃるような強制加入というものはございせん。そういうことは松崎さんの意見が正しいとするならば、労働組合にもそれを適用していただく、労働組合はそれを望んでおられます。なぜならば、あなたたちがよく心配されておる通りに労働者の中にも、利害の相反する点も人もあります。それがゆゑに第二組合、第三組合といふのができて組合が分裂して非常に苦しいことをやつておるのでござい

ます。そういたしますと、この理論からいくならば、労働組合も全部四分の三がきめたならばあとは強制加入、そうして組合の言う通りに聞かなければならないといふことになるのでございしますが、それを御賛成でございしますか。それを一点お伺いいたします。

それから非常に中小企業者の立場はむずかしいのであつて、私どもは何とかこれに對してやらねばならないと思つておりますが、ただいままでの皆さんの御説明を聞いておつても、中小企業はふえるばかりだと、先ほども戦前のお話までございまして非常に

ふえておるといふことになつて、飽和状態、これ以上は中小企業を抱きかかえたならば爆発します、その通りだと思つたのです。そうしますと、この法律でいけば、その爆発しないようにシャット・アウトができませんか。いわゆる中小企業でもまあ特に貧しい人はこれから出ていくように、こういうようにして整理をする、極端な言葉で言へば中小企業の企業整備だ、こういうふうにとれないでもございせんが、もしもそうでなかつたならば、ふえてくるその失業人口、この失業者たちが唯一のよりどころとして、なけなしの金を使つて商売を始める人方をどういふうにしてやつていこうとお考えになられますか。この法律でそういうことができないか、これをお尋ねいたします。

それからもう一つ、もう一つはこれまた非常に微妙な問題でございまして、この中小企業にしろ、大企業にしろ同じでございしますが、特に中小企業はきのうも私が申し上げましたように、中小企業の皆さんも自分で自立自営ができないのです。これは皆消費者なんです。それで、これは皆消費者なんです。その消費者とのタイアップをどうしていつておられるか。おそれ松崎さんは私の質問に對して物価は上げませんと、消費物価は上げませんとおっしゃるかもしれませんが、全部が上るといふことではなくて、私はこの法案を通す場合には、消費者の方々に一部上ることは了解してもらはなければならぬと私は思ふ。そういういたします

ます。そうしませんが、非常に誤解があるようにございまして、この点私どもの調査が間違つておつたら御指摘をお願いしたいと思います。きのうも御説明の中に、労働組合が団結をして交渉をするのを見てわかるではないかと、こうおっしゃつたわけですが、そうすると、その通りなんです。それは皆さんが団結されて大企業その他に交渉されるのは、私どもは最も強く望んでおるものでございまして、ところが、そうなりますと、労働組合にはあなた方がおっしゃるような強制加入というものはございせん。そういうことは松崎さんの意見が正しいとするならば、労働組合にもそれを適用していただく、労働組合はそれを望んでおられます。なぜならば、あなたたちがよく心配されておる通りに労働者の中にも、利害の相反する点も人もあります。それがゆゑに第二組合、第三組合といふのができて組合が分裂して非常に苦しいことをやつておるのでござい

ます。そういたしますと、この理論からいくならば、労働組合も全部四分の三がきめたならばあとは強制加入、そうして組合の言う通りに聞かなければならないといふことになるのでございしますが、それを御賛成でございしますか。それを一点お伺いいたします。

と、消費者の立場というものはどういふようにお考えになるか、あなた方が大企業、デパートと交渉されるように、消費者とも交渉の場を持つておられて、消費者に対して、そういう一つのグループを作るようなことを考えておられるかどうか、この三点について御質問を申し上げたいと思います。

それから次家さんは諸外国も回りになったそうでございますが、非常にこの問題については該博な知識を持っておられると聞いております。特に先ほどの御説明におきましては、卵の値段が一個二円上るといふことは、家庭経済に非常に響く、だから消費者団体はこれは上げてはできないのだということをやつて、遂にこれが成功したと、こゝ言われるわけなんです。ところが、非常にこの法律案を悪く解釈するならば、これは売値を全部統制されます。そういったと、安いところから買おうと思つても、これは規制されておりますから、安く売れない。そういった場合にどういふ手段をとつておられるであろうか、諸外国の消費者の立場はどれだけ認められておるであろうか、また、そういうことになつた場合を私が考えるときには、たとえば戦時中の問題を考えますならば、消費者の方々が持てる方、あるいは生産する方、その方々のところに自分的に着ておる物をぬいていつてお願ひしますといつて買つて来たことを皆さんも御承知の通りだと思つております。そういったと、生産を制限をする、販売価格を規制するといふようなことになつてきました場合に、消費者はどういふ態度をとるべきであらう

か、こゝいうことを私どもは十分、一教えていただいて、そうして消費者の方も中小企業者の方も満足される点があるならば、そこにいまいし、しんぼうしてならなければいけない点があるならば、中小企業者の方にも、あるいは消費者の方にも、しんぼう願わなければならぬところは、ごしんぼう願わなければ、集団生活といふものはできません。政治といふものはあり得ません。そこを私どもによくわかるように言つて聞かしていただきたいと、これは次家さんにもお願いいたしますし、松崎さんにも一つお願いいたします。

○参考人(松崎健吉君) 三点の御質問に答えます前に、数字の問題でちよつとつけ加えさせていただきます。先ほどお話ししましたように、私が中小企業者千九百八十万と申し上げましたのは、もちろん経営者を含めた全従業員であります。それで、そのときの農民の数字が、私の計算では千六百八十万と出ております。大企業が三百九十万。これは昨年の一月から十二月までの統計局の月別就労人員、それを、季節的な変動は非常にありますので、農業も他の産業もすべて一月から十二月まで平均したわけであつて、それとすると、全国の全産業の就労人員が四千二百万人、この四千二百万人に對しまして、二十九年の七月一日にできております事業所統計のパーセンテージをずつとかけたもので、その結果出た数字であります。最近の新しい数字がないために、そういう計算方法をとつたわけでありまして、まあ、その点は推定でございます。で、従業員を含んでおる、ただし、家族を含ん

でおりません。これだけちよつとつけ加えて申し上げます。御質問の第一点でございますが、労働組合にも強制加入が必要かと思ふかどうかといふことでございまして、私、労働問題につきましては常識的なこと以上、深く研究しておりませんので、よくわからないのです。目下中小企業の労働問題は及ばずながら研究しておりますが、組織労働者の点について研究が足りないもので、はつきり確信あるお答えを申し上げられないのであります。が、中小企業がアウト・サイダーで非常に困つておる。私どもが聞いておりますような状態が、もし、組織労働者の社会にもございすれば、同じように必要かと、こゝ感ずるのであります。そういう事情がありますかどうかといふことにつきましては、私ははつきり認識を持つておらないために、何とも申し上げられないわけでありま

す。それから、第二の点で、中小企業の企業整備が必要となるが、団体法との関係はどうかといふお尋ねかと思ふのであります。が、私も、団体法につきましましては、企業整備的なこと、あるいは新規開業者のシャットアウトといふようなことは実は考えておらないのであります。で、ただいまの、失業人口が中小企業に入つてきて非常に困つていふ状態は、別途の方策で処置すべきである。団体法では処置できない。団体法では、むしろ現在の中小企業界をこれによつて多少でもよくしていけば、多少、あとから入つてきても、まだ吸収ができるんじゃないか、これが国家全体としてはやむを得ないんじゃないかといふ考えを保持しているの

であります。実はシャットアウトしたいのであります。が、シャットアウトは事実にできない。もし、これを急にやるということになりますれば摩擦がある。そうかといつて、さつきお話ししたような、これ以上とどんで入つてきますと爆発する。まあしばらくの間、つなぎとして団体法といふものが役に立つんじゃないか。それで、ほかの方々に、初めて団体法がほんとうの効果を、得て、中小企業界のほんとうの安定をもたらすんだ、こゝういふふうには考へておるわけでございます。

それから第三の、消費者とのタイアップの問題であります。私どもは、これも先ほどお話ししましたように、消費者とはどこまでも手をつないでいくべきだ、消費者の不利になるようなことは、商業者の本質としてできない、またメーカーとしても結局そうでありま。高い物を作りますれば、必ず売れない。これは、私も机上で考えるんであります。で、商業者の方があるいはメーカーの方と、いろいろな意見を徴しますと、結局、うっかり価格なんかいじつたりすると大へんだ、それで、消費者にはできるだけサービスするといふことがわれわれの精神であつて、それ以上のことはできないんだと、こゝう申しております。まだ消費者とのタイアップの問題については、いろいろな論点から考えられるのであります。が、消費者との提携といふことにつきましましては、団体法の運用につきましても、よほど真剣に考へていかなければいかんと思ひます。

○参考人(次家幸徳君) 今の阿具根委員からの御質問に答へたいと思ひます。が、事実さつきも申しましたように、この法律ができましたら消費者の小売価格といふますか、物価は上つてくるということはまあ確信を持つて言えると思ひます。それで、どういふことをやつていけばいいか、実はこれはどういふふうによつていけばいいかという御質問だつたと思ひますが、向うにおきましては、今イギリスなんかにおきましては、全国におきまして一五%以上が生協によつて労働者が組織をされております。従ひまして業者の団体においてこれを傾上げしようといふふうには思ひましても、もう全国の一割五分という小売の高が消費者の団結でございますから、これは上げる必要はないのだ、要するに計算上そう上げる必要はないんだ、これで十分やれるんだという計算が立ちましたときにはそれらが中心になりまして、全労働者、また全婦人の団体を動かしまして、そしてさつき申しましたような運動を重ねております。そこに公正な率制といひますか、お互いの率制が行われまして、消費者の団体と、いわゆるもうけようとする団体との間に両者がいろいろな話し合いの過程においてそれが中庸をとられていく。そして消費者が守られていき、物価も上らない。それがイタール輸出振興に關係するんだといふような見解で成功をおさめております。スエーデンなんかにおきましてもさうございまして、町における一番大きな百貨店は、ストックホルムでも生協の百貨店でございますが、それらの百貨店が上げない限りにおきましては、組合の百貨店が上げない限りにおきましては、市内の物価は上らないといふことになつております。と

ところが、日本の現状を見ましたときに、なるほど今こういふ国会でわれわれの代表がいろいろ議論される、要するに中小企業の方からはじやま扱いされておりますが、われわれから見ますと、まだまだ問題じゃないんだ。私事を申し上げて非常に恐縮なのですが、日本では一番大きいといわれておりますわれわれの難におきまして、まだ阪神間におきましてわずかに一〇%たらずの力しか持たないのであります。しかしながら、その一〇%の力をもちましてあの阪神間が別荘地帯といわれたようになつておるといふことは、現実にはわれわれの三十数年の経験を通じて物価が非常に高い。そして店舗を出す、そうすると直ちに一割なり一割五分の価格が、その土地の価格が下るのでございまして。そうしてそれがやがて一月たち、二月たちと、だんだんと差がなくなつて参ります。そうしますと消費者は一面勝手な面もあるわけでございますが、もう組合と価格が交わらなくなつた、そうすると生協の価値はないといふようなことになりまして。目的を達すればそれじや引き上げようといふことで引き上げますと、また直ちに上つて参ります。兵庫県における播磨造船の七千名のあの町、いわゆる工員がおります相生市におきましても神戸よりも戦前は七分ないし八分物価が高かつたのであります。そして現在どうかといふと、市内に十数戸の店舗を播磨造船生協が持ちましてから現在神戸よりも七割ないし八割安いのでございまして。従いまして上下いたしますと一割から一割五分価格が違つて参つたのであります。従いまして播磨造船

会社とされましても、いわゆる労働攻勢に対しまして要するに呼び値の高いといふことが労働者は望みではないのでありまして、生活が安定さへすれば問題はないのであります。いろいろ議論が参りますように商業者は商業部門によつて生活をすべきだ、労働者はその賃金によつて生活をするんだ、中小企業の労働者ももちろんそうだが、これはもちろんわかるのであります。食へるだけの賃金が全部ありまして、幾ら高くても払えるだけの賃金がもらえて、生活が安定しておるのなら、何も苦勞はないのであります。食へないからこそ、労働者は最後までどんな状態がありましようとも、またどんな圧迫がありましようとも、労働組合の二本の柱、一つは、生産利潤の分配に対して戦い、もう一つは、生活、消費を合理化しようとする動き、これは相互の協同組合によつて、生活、消費を合理化しようとする動き、これは否定できないと思ひます。中国なんかにおきましても、すでに皆さん御承知の通り、消費合作社が、今全都市の二〇%を占めております。残り三九%がプライベートの個人商店でございまして。これらの生産者が互いに善意の競争に當つて、そして新中国を建設しておる姿を見るのでございまして。これらのことを思ひますと、今のわずかに〇・八%しかない日本における生活協同組合、労働組合の労働者の福祉活動といふものを、あらゆる角度から圧迫しようとする動き、こういうことで、今はなるほど押しつぶされればつぶれるのでございまいしやうが、踏みつぶせばそれまででございまいしやうが、しかし、そうなつた

時に日本の将来の発展、労働者の生活といふものがどうなるであらうかといふことを、われわれは憂慮せざるを得ないのでございまして。従いまして今お尋ねのように、値上りに対して消費者の立場、今阿具根委員も言われましたように、消費者に別の団体を全部作らして、この交渉があれば、商業組合がいかにこれをきめても、これはそれに応じなければいかぬというよりな法律ができれば別でございまして。しかし、それはなかなか言うべくして困難だと思ひます。それであればあるだけに、生活協同組合なり、労働組合なりが互いに手を取り合つて、安い月給の中から、いささかでも生活をよりよくしようとしていく動きに對しましては、善意をもつてこれが成長を見守つてもらうことが、日本の勤勞大衆の生活を守つていくゆゑであるといふふうに考へるわけでありまして。従いまして、今の中小企業団法にいたしまして、小売商業のいろいろな特別措置法にいたしまして、すべてわれわれはこれを一貫して見ましたときに、さつきも松崎さんからお話がありまして、生協の方から挑戦するのだと言われまして。しかし、神戸におきまして、さつきも言いましたように、われわれは現実を知つております。全市場なり全業者に回覧が回ります。その回覧もよく拝見いたしております。それには、生協の方から購買会なりを、これによつて撲滅できるのだから、判をつけたいといふうなことになつております。そしてわれわれが話しまして、中政連では国会にこういふふうに陳情してゐるではないかと、その文書を見せたのであります。そうしたところが、神戸市の代表

者の言われるのに、そうしなければみんな判をつかない、やはりこれはそうしなければいかぬのではないかと、いふうな笑ひ話でございまして。これは決してうそではございません。小売業者に全部判をつかせるためには、さういふうにして小売物価が要するに高く売れるといふことにしなければ、みんな判をつかれない。ですから中政連のあれを見たら皆これは反対だ、君たちの言われるように、工合が悪いけれども、そうしなければみな判をついてくれない、こういふうな返答でございまして。さういふうな面から見まして、われわれとしましては決して消費者の自我を唱えるわけではないのでございまして、さういふうな先進国における円満な豊かな生活の実態を見ましたときに、いかなる場合におきましても、やはり公正な競争者といふか、一つの元的な統制、しかも法律的な権限によつてあいつを保持する、統制によつてやつていくといふことにしては、われわれは非常な危惧を感じざるを得ないのであります。これらのものを保持しないといふうな面から見ましても、さうして勤勞大衆の生活を守るといふ面におきましても、商業組合として自発的に團結を強化されて、この発展に向つて税金なり、政府当局がこれに向つて税金なり、金融なり、あらゆる援助を与えられ、金融なり、あらゆる援助を与えられるのことに對して反対では決してないものであります。ただ消費者大衆といふ発言力を持たない無言の者は、この法律が生まれることによりまして、そのすべてのものがなるほど大企業に向つての競争、これは当然でございまいしやうが、同時に、それが下の消費大

衆に向つて発せられてくる、発動されてくる、しわ寄せされてくるといふことは当然でありまして、さういふ面におきまして、われわれはこの法案がたとへていかにいたしまして、今申しましたような民主的な労働組合の自発的による団体に対してはあたたかい氣持でもつて、これは政界とか党派とかいふことでなくして、やはりそこに善意の競争をする団体といふものを認められてしかるべきじゃないか、その中であつて物価の抑制がなされ、そして公正な競争がなされ、よりよい社会を建設するのだと考へざるを得ないのでございまして。神戸市なんかにおきましても、われわれの運動は神戸市当局と手を取り合ひまして、市民の生活向上のために、われわれの全機能をあげて協力いたしております。市からも多くの金を出していただき、ともに生活改善、むだのないように、少い金を使って、今の収入の少い日本の現状で、よりよく生活を守つていくといふ運動を進めておる一員といたしまして、今度のこの法案につきましては、どうか今御質問されましたように、この消費者の物価の上り、さうしてそれに対して抗議の道はない。生協におきましても、今言いましたようなことで、小売にかりに共販制がしかれば、もうそこに競争も何もないのであります。さういふうな面から考へまして、ぜひ一つ参議院の良識において、これを慎重に審議を賜りたいといふうに思ひますのでございまして。

○阿具根登君　じやもうこれでやめますが、その点でございまして、松崎さんの話を聞いてみましたが、今まで十六名の方にお聞きしましたが、

きのうお聞きしました小西さんも、政治連盟の一部の方だと思ひますが、また、その他の業者の方にも、私の質問に対しては、私の考えとほとんど変わらない。そこで松崎さんに最後に御質問いたしますが、一番心配なのは、失業者が中小企業に流れ込むのだ、これはこの法律ではとめられない、消費者には物価は上げません、こうおっしゃると、この法律では何をにらんでおるか、こういうことになるわけですか。この法律は何をにらんで作られようとしておるのか。そうなりますと、いわゆる中小企業者が団体を作つて大企業と交渉し、資材その他を安く入れて、百貨店その他に太刀打ちができるようにしたいのだ、これが目標だという以外にないようなことになって参ります。

そういたしますと、それに反対する人はおそらくないであらうと思ひますのに、なぜ強制加入をしなければならぬいかというところが、これが私にはどうしても解けないのでございまして、皆さんに御質問いたしますと、これはよくベターで、ないよりもあつた方がいいからという方と、小西さんのごときは、私どものように、これは自主的な問題で強制加入なんかは考えておりません、こういうお考えもあるわけなんです、松崎さんの言をかりて東原さんにまことに失礼だけれども、顕微鏡で見てもわからないような東原さんがおられるから、こういう方を規制するということになれば、東原さんはばい菌の一種になつてしまひますが、そういう方は私はおらないと思ひのであります。そうすると、中政連が一枚看板で強制加入だと言つておる真意が私には

わからないものですから、これを最後に一つ。

○参考人(松崎健吉君) ただいまのお話のうち先の半分のお話は、私全く同意でございます。中小企業者は消費者を痛めるのでもなし、大企業と話し合つて、もしそこに吐き出していただけるものがあれば、組合交渉によつて吐き出していただく。また、お互いに経費の節約等をやりますと、そこに余裕を持つてくる。現在商業者が非常な過当競争のために、むだな金を使つておることは、非常におびただしいものであります。広告を使ひましたり、必要以上の裝飾をいたしましたり、競争のためにいろいろなことをやつておることは、御承知の通りでございます。こういう冗費を省いて、適正な価格で従来通り売られても、やりようによつては相当余裕が出てくるはずだと考へておるのであります。ここに商工組合の妙味もあらうかと思ひます。そうしてそれならば、加入命令制度は要らないのじゃないかというお話しかと思ひますが、私はその点になりますと、少し違ひのあります。と申しますのは、大体うまくいくからといって加入命令制度の必要は全然ないというところは言えないのであります。たとえて申しますと、加入命令制度は一種の外科手術で、事好んで外科手術をする必要はございませんので、内服薬やその他の方法ではれものがおあればそれでけっこうであります、どうしても外科手術をやつた方が早くいく、また結果もいいのだという目安がつく場合には、外科手術の必要はあります。事好んで外科手術をする必要はないのであります、外科手術の道を開いておいた方が回復するの

が早いということがあらうかと思ひのであります。そのために、加入命令制度というものは、少くとも今の形で残していただきたいと思ひわけであります。

○委員長(松澤兼人君) 参考人の方々に申し上げます。本日、本委員会に長時間にわたり御出席下さいまして、委員の質疑にお答えいただきました。また、ことにありがとうございます。御意見を参考にして中小企業関係諸法案の審議をいたしたいと思ひます。重ねてお礼を申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本日地方行政委員長から文書をもちまして、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につき、連合審査会開会申し入れがございました。文書を朗読いたします。

商工委員会に対する連合審査会開会の申し入れ

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の内容を見るに、火災共済協同組合については、地方公共団体が当該組合のために一定金額の支払いを保証することを当然に予定しているやに見られる規定がある。

これは地方財政困難の実情に照らし、果して適当かどうか十分検討を要するものと認める。よつて当委員会としてここに決議をもつて商工委員会に対し連合審査会の開会を申入れる。

昭和三十三年五月十六日

地方行政 本多 市郎
委員長

商工委員長松澤兼人殿

右の申し入れに応じて、地方行政委

員会との連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

なお、連合審査会の開会日時等については、先例により両委員長間の協議により決定することにいたします。

午後二時より連合委員会を開会することとして休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕